

名護市庁舎等更新検討に関する 整備方針

令和7年3月
名護市

名護市庁舎等更新検討に関する整備方針

目 次

第1章 庁舎等更新検討に係る経緯	1
(1)検討の背景	1
①庁舎等更新に関する検討経緯	
②令和4年度基礎調査の概要	
③令和5年度基本方針の概要	
④本業務の目的	
(2)検討対象施設	2
(3)検討委員会等及び本業務の進め方	4
①検討委員会等	
②本業務の進め方	
(4)関連計画の概要	6
①第2次名護市都市計画マスターplan	
②名護湾沿岸基本構想	
③名護湾沿岸基本計画	
④名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画	
第2章 複合化の方針	10
(1)基本方針での位置づけ	10
(2)複合化の検討	11
①本年度検討の視点	
②求められる役割等と望ましい立地	
③複合庁舎と文化施設(ホール)を複合化した場合のメリット・デメリット	
(3)複合化の方針	13
①意見	
②方針	
第3章 建設候補地の方針	14
(1)基本方針での位置づけ	14
(2)建設候補地の検討	17
①本年度検討の視点	
②建設候補地の特徴	
(3)建設候補地の絞り込み	19

①各建設候補地の評価	
②重視する項目	
③意見	
(4)建設候補地の方針	28
①各建設候補地の評価	
②意見	
③課題等の整理	
④方針	
 第4章 現庁舎の取り扱いについて	35
(1)基本方針での位置づけ	35
(2)保存・活用の事例	36
①全体保存の事例	
②民間活力活用の事例	
③耐震補強による活用事例	
④一部保存の事例	
⑤デジタル保存の事例	
(3)現庁舎の取り扱いに関する意見	42
 第5章 今後の進め方について	43
(1)基本方針での位置づけ	43
(2)今後の進め方の検討	43
①本年度検討の視点	
②整備の想定プロセス	
③事業化にあたっての課題	
(3)今後の進め方の方針	45
①意見	
②方針	
 第6章 整備方針のとりまとめ	47
(1)複合化の方針	47
(2)建設候補地の方針	47
(3)現庁舎の取り扱いについて	47
(4)今後の進め方について	47

資料編	資料編-1
1. 建設候補地の絞り込み検討に係る建設候補地の特徴(図版)	資料編-1
2. 名護市公用公共用施設設置検討委員会(庁舎等)について	資料編-18
3. 名護市庁舎等更新検討庁内委員会について	資料編-24

第1章 庁舎等更新検討に係る経緯

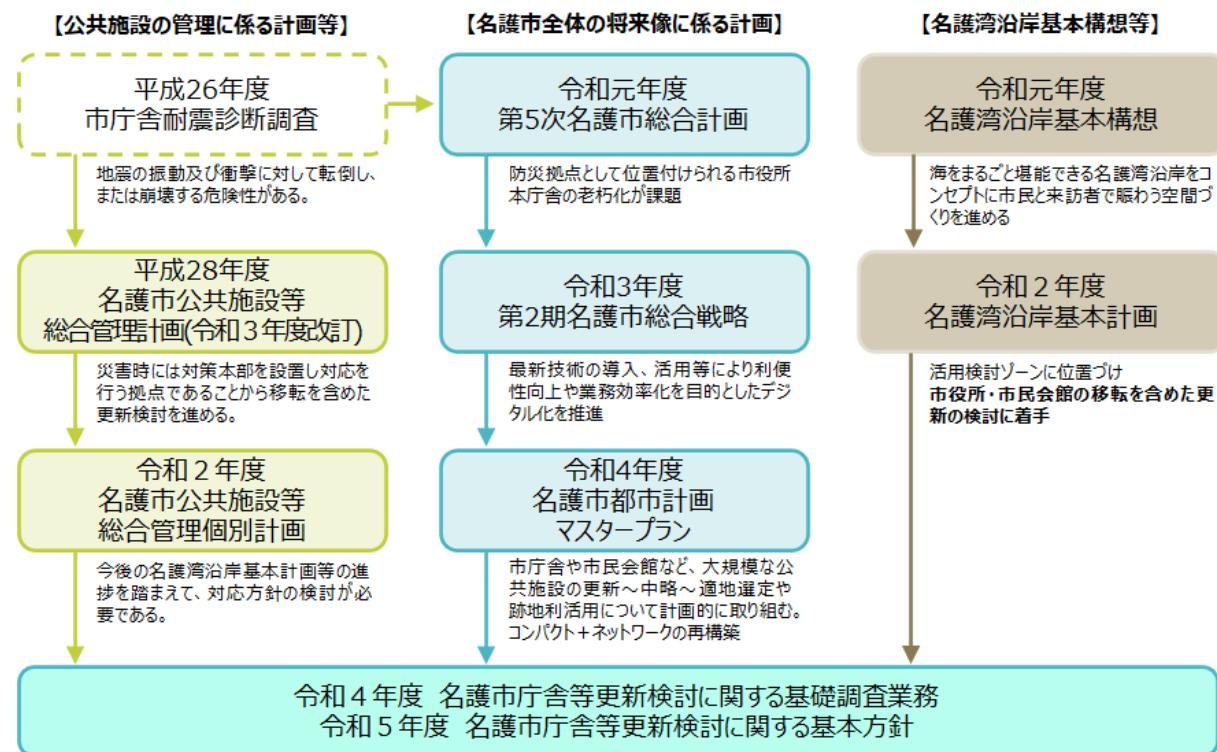
(1)検討の背景

①庁舎等更新に関する検討経緯

長年、市のシンボルとして親しまれてきた現庁舎と現市民会館（以下「現庁舎等」という。）だが、施設や設備の老朽化による様々な課題を抱えており、市民サービスの低下など、機能面や安全面で支障をきたしてきている。平成26年度には現庁舎の耐震診断を実施しており、建物全体で「地震の振動および衝撃に対して転倒し、又は崩壊する危険性がある」と判断された。

また、両施設は、平成29年3月策定（令和4年3月改訂）の「名護市公共施設等総合管理計画」において建て替えの方針が示されており、令和3年3月策定の「名護湾沿岸基本計画」においては、現庁舎等の所在地は「活用検討ゾーン」に位置づけられ、今後移転を含めた更新の検討に着手するとされている。

これらの計画を受け、市では令和4年度に「名護市庁舎等更新検討に関する基礎調査業務」（以下「基礎調査」という。）を実施し、アンケート調査・事例調査等を行い、令和5年度に「名護市庁舎等更新検討に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定している。



②令和4年度基礎調査の概要

令和4年度に実施した基礎調査では、現庁舎等の現状把握や、関連計画・動向等の調査、職員・市民向けアンケート調査、庁内各課へのヒアリング調査等を実施し、現庁舎等の現状・課題を整理した。

③令和5年度基本方針の概要

令和5年度に策定した基本方針では、市民向けアンケート調査や、本市への来訪経験のある方を対象としたアンケート調査、有識者や区長会を対象とした関係団体等へのヒアリング、民間事業者を対象とした市場調査を実施し、収集した意見をもとに、新庁舎及び新市民会館（以下「新庁舎等」という。）の整備の方向性、現庁舎等の方向性、新庁舎等の機能の検討・整理、建設候補地の方向性、概算事業費の算出、事業手法の方向性、また、今後の検討課題や進め方について検討し、その結果をとりまとめた。

④本業務の目的

今年度は、基本方針でとりまとめた方向性を踏まえつつ、学識経験者や市民代表等にて構成される外部の検討委員会にて議論を行い、整備方針案をとりまとめる。

(2)検討対象施設

検討対象は、基本方針と同じく次の①庁舎、②文化施設（ホール）、③中央公民館、④福祉施設の4施設とする。

施設	主な役割・機能、施設の活用状況	現在の面積等
①庁舎	<p>【役割と機能】</p> <ul style="list-style-type: none">名護市役所は、市の事務に供するための施設であり、各種許認可手続や、産業振興、都市基盤の整備、防災拠点など様々な機能を有している。施設規模は、本庁舎、別棟、売店、生活支援課事務所、選挙管理委員会事務所を含む面積である。 <p>【施設活用例】</p> <ul style="list-style-type: none">庁舎ロビーでの展示：食育月間や、がん検診受診促進など、パネル展示等に利用災害対策本部の設置：市役所庁舎内 庁議室に市本部を設置する。 ※ただし、災害により市役所庁舎が使用できない場合又は津波警報、大津波警報発表時は本部長（市長）の判断により、北部生涯学習推進センターに設置する。	<p>【施設規模】 12,201.1 m²</p> <p>【駐車場】 255 台 (一般 142 台 公用車 113 台)</p> <p>【庁舎に勤務する市職員数】 686 名（令和 4 年度）</p>
②文化施設 (ホール)	<p>【役割と機能】</p> <ul style="list-style-type: none">文化施設は、収容人数 1,075 人の大ホールや収容人数 400 人の中ホール、その他ギャラリーなどを有する、催し物を開催できる集客施設である。文化施設は、市民同士が交流し、つながりを深めるための場所として、地域イベント、展示会、音楽会、演劇などが定期的に開催されている。また、北部地域の大規模なシンポジウム等の会場の役割を担っている。	<p>【施設規模】 5,338 m²</p> <p>【駐車場】 219 台 (一般 216 台 公用車 3 台)</p>

施設	主な役割・機能、施設の活用状況	現在の面積等
	<p>【施設活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサート、演劇、合唱コンクール等（名護市民会館 大ホール、中ホール） ・指定緊急避難場所（名護市民会館屋上） 	<p>【文化施設（ホール）に勤務する市職員数】 55 名（令和 4 年度）</p>
③中央公民館	<p>【役割と機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館は市民のいこいの場・学習の場・明るい豊かな名護市づくりの拠点となる場である。市民への研修室・小ホールの貸出の他、公民館講座の開催、市民によるサークル活動の会場にもなっている。 ・入居団体は、名護市文化協会、名護市 PTA 連合会、名護市子育て支援塾等である。 <p>【施設活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サークル活動、名護中央公民館講座（小ホール、研修室、工作室、大和室、茶室、調理室等） ・臨時避難所（台風時等）（名護中央公民館 研修室等） 	<p>【施設規模】 2,757 m²</p> <p>【駐車場】 111 台</p> <p>【中央公民館に勤務する市職員数】 35 名（令和 4 年度）</p> <p>【中央公民館入居団体職員数】 4 名</p>
④福祉施設	<p>【役割と機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名護市社会福祉協議会は地域住民をはじめ、社会福祉や保健、医療、教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他の様々な専門家、団体、機関によって構成されている。 ・入居団体は、名護市社会福祉協議会、名護市老人クラブ連合会、名護市母子寡婦福祉会、名護市民生委員児童委員協議会、名護市身体障害者福祉協会である。 <p>【施設活用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉資金貸付事業窓口：低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯等に対し、資金貸付の相談・支援を行う ・放課後等デイサービス：障がいを持つ子どものための通所支援サービス。放課後や夏休みなどの長期休暇に利用 	<p>【施設規模】 1,419 m²</p> <p>【駐車場】 63 台 (一般 51 台 入居団体社用車 12 台)</p> <p>【福祉施設入居団体職員数】 37 名</p>

(3)検討委員会等及び本業務の進め方

①検討委員会等

令和6年度は、学識経験者や市民代表等で構成される「名護市公用公共用施設設置検討委員会（庁舎等）」（以下「検討委員会」という。）及び庁内の関係部署により構成される「名護市庁舎等更新検討庁内委員会」（以下「庁内委員会」という。）を設置した。

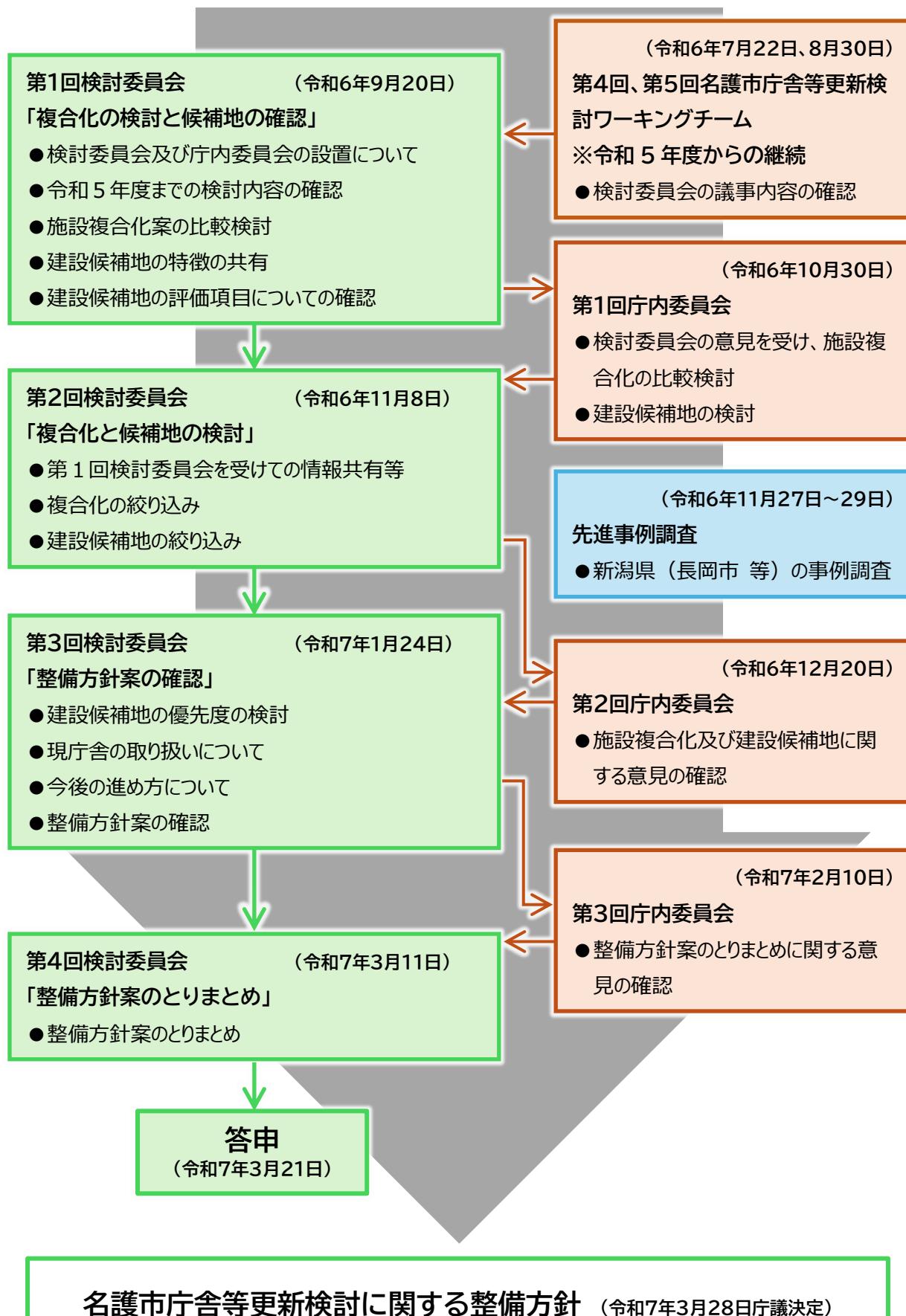
■検討委員会名簿

所属	氏名	備考
名桜大学 人間健康学部 健康情報学科 上級准教授	太田 佐栄子	委員長
琉球大学 国際地域創造学部 教授	瀬口 浩一	
佐賀大学 芸術地域デザイン学部 教授	山口 夕妃子	
東京理科大学 工学部 建築学科 教授	今本 啓一	
東京電機大学 研究推進社会連携センター 研究コーディネーター（災害・防災・医療）	横田 勝彦	
文化科学研究所 研究プロデューサー	坪池 栄子	
名護市社会福祉協議会 副会長	山城 つきえ	
名護市商工会 副会長	上間 雅之	副委員長
名護支部区長会 東江区長	津波 一夫	
久志支部区長会 二見区長	名嘉 裕美	
羽地支部区長会 古我知区長	宮城 研二	
屋我地支部区長会 屋我区長	座間味 真	
屋部支部区長会 勝山区長	岸本 一郎	
市民代表	金城 貴裕	
市民代表	曾我 美彦	

■庁内委員会名簿

所属	氏名	備考
企画部長	山中 佑美	委員長
企画部政策推進課長	林 顯久	副委員長
総務部総務課長	藤本 新一	
総務部財政課長	山入端 司	
地域経済部地域力推進課長	玉城 利和	
地域経済部文化スポーツ振興課主幹	平得 薫	
建設部都市計画課長	仲田 宏	
建設部建築住宅課長	宮城 仁	

②本業務の進め方



(4) 関連計画の概要

① 第2次名護市都市計画マスタープラン(令和5年3月)

■ 計画の目的

第2次名護市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づき名護市が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、「第5次名護市総合計画」における将来像の実現を目指し、土地利用や都市基盤の整備など都市計画やまちづくりの分野において、その基本的な方針を示すものである。

■ 計画の概要

名護市全体の都市づくりの目標にあわせた展開方針や整備方針等を策定

都市機能の集積維持による中核都市拠点の形成／中心市街地の再生（ウォーカブルな空間づくり）／交通結節機能の強化／来訪者を惹きつける名護湾沿岸の空間づくり 等

都市づくりの目標にあわせた展開方針（抜粋）

都市づくりの目標（基本方針）	本地域での展開
基本方針1【都市構造】 【コンパクト+ネットワーク】による都市形成と地域の特性を活かしたまちづくり	<ul style="list-style-type: none">地域での生活を維持していくために必要な生活利便施設（医療・福祉・商業・公共交通）の維持・誘導集落内の生活基盤整備（生活道路、生活排水対策）デジタル技術を活用したまちづくりの推進

市街地地域の整備方針図（市街地拡大）



出典：第2次名護市都市計画マスタープラン（令和5年3月）

②名護湾沿岸基本構想(令和2年3月)

■計画の目的

名護湾沿岸基本構想は、名護市はもちろんのこと、沖縄県北部圏域全体の産業振興や定住促進、市民のより豊かな暮らしの実現に向けて、名護湾の魅力を活かしたまちづくりを進めるため、名護湾沿岸が目指すべき将来像や、その実現に向けた空間のあり方（ゾーニングや整備イメージ）、必要な取組み等について明らかにすることを目的として策定されている。

■計画の概要

コンセプトや目標など方針を打ち出し、ゾーニングを実施、重点プロジェクトの策定し、[対象エリアを明らかにした](#)。

◇ コンセプト：海をまるごと堪能できる名護湾沿岸

（目標）市民が楽しめる空間

市民と来訪者の交流でぎわう空間

来訪者を惹きつける空間

（方針）名護湾のある豊かな暮らしの実現

誰もが快適に過ごせるサステナブルなまちづくり

来訪者を惹きつける魅力づくり

名護湾沿岸を3つのゾーンに分けたゾーニング



出典：名護湾沿岸基本構想（令和2年3月）

③名護湾沿岸基本計画(令和3年3月)

■計画の目的

名護湾沿岸基本計画は、名護湾沿岸基本構想の着実な推進に向けて、名護湾沿岸基本構想でゾーニングされた2つのエリアについて、示されたコンセプトを踏まえつつ、具体的な整備計画（エリア別のコンセプト、整備イメージ、ロードマップ等）を明らかにすることを目的として策定されている。

■計画の概要

エリアコンセプトや実現に向けた戦略、ロードマップを策定した。

2 1世紀の森公園周辺エリア

◇ エリアコンセプト：誰もが“健幸”になれる、海と陸のスポーツ＆レクリエーション拠点

～公園でのアクティビティを通して市民も来訪者も健康で幸せになれる拠点となる～

◇ 実現に向けた戦略：

【誰もが“健幸”】 誰もが名護湾沿岸でのスポーツや健康づくりに親しみ、健康で幸せ（健幸）になれる場を充実させる。

【滞在の魅力向上】 名護湾沿岸のロケーションや資源を楽しむ時間を過ごせる場を提供し、来訪・定住の魅力を高める。

名護漁港周辺エリア

◇ エリアコンセプト：まちなかの賑わいを生み出す、やんばるの生活・観光拠点

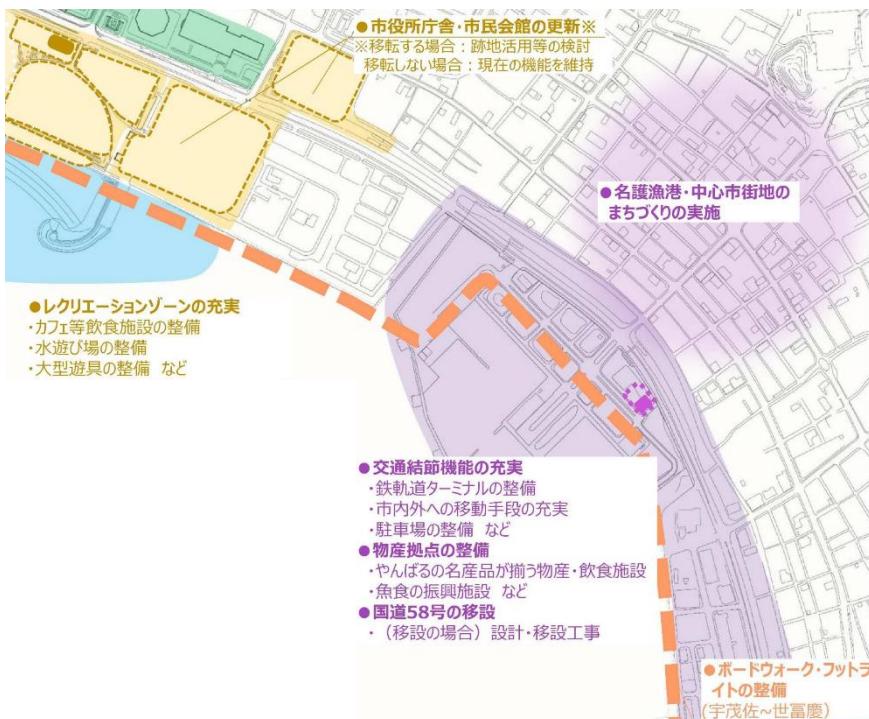
～市民の生活利便性を高め、来訪者が観光地を巡る拠点となる～

◇ 実現に向けた戦略：

【市街地活性化】 まちなかの資源を活かし、名護湾沿岸と連携することで中心市街地を活性化させる。

【生活・観光拠点の形成】 名護湾沿岸へのアクセス手段と市内の回遊手段の充実により、生活拠点及びやんばるの観光拠点としての地位を確立する。

整備計画（中期）



出典：名護湾沿岸基本計画（令和3年3月）

④名護湾沿岸(名護漁港周辺エリア)実施計画(令和4年3月)

■計画の目的

「名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画」は、名護湾沿岸基本計画においてゾーニングされた「名護漁港周辺エリア」（以下「対象エリア」という。）について、名護湾沿岸基本計画に示された方向性を基本としつつ、着実な事業の推進を図るため、対象エリアを明らかにするとともに、まちづくりの方向性や、具体的な取組を明らかにすることを目的として策定されている。

■計画の概要

対象エリアの方向性・まちづくりの考え方を整理し、土地利用計画によるゾーニングや、整備計画図等を策定し、交通結節点やウォーカブルストリート、複合施設など名護市中心市街地一帯のまちづくりを表した。

まちづくりの基本的な考え方

【方針1】

暮らす人と訪れる人が、シームレスに移動できる交通体系の構築と交流結節点の形成

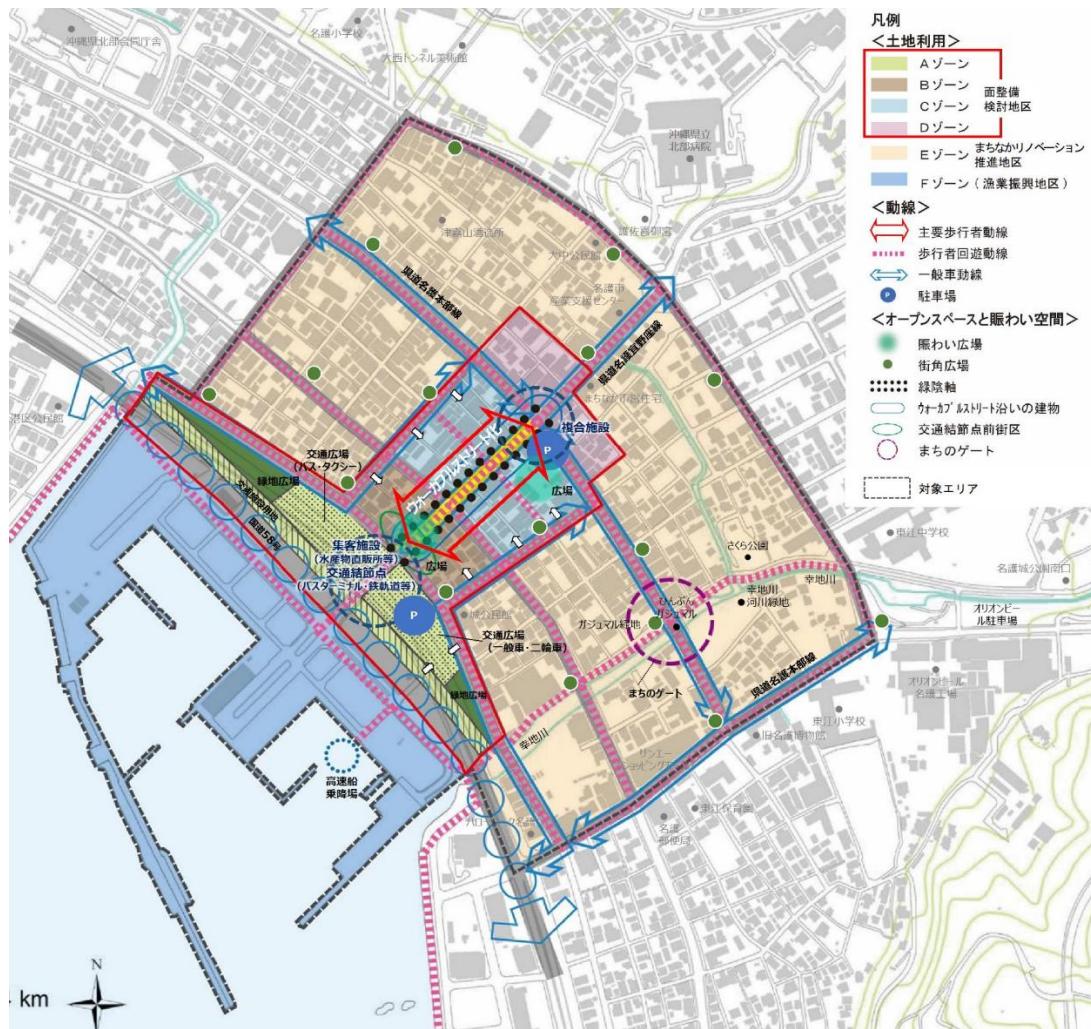
【方針2】

暮らす人にとっても訪れる人にとっても、安全・安心、快適で、人々が集い賑わうまちの形成

【方針3】

暮らす人と訪れる人が、名護湾の海の恵みや地域産品を享受し楽しむ拠点の形成

全体整備計画



出典：名護湾沿岸（名護漁港周辺エリア）実施計画（令和4年3月）

第2章 複合化の方針

(1)基本方針での位置づけ

令和5年度に策定した基本方針では、複合化を5パターンにわけて、各種調査結果等から比較検討を行った。比較検討の結果から、「パターン② 福祉施設と中央公民館を複合化」が望ましい構成パターンと考えられる位置づけた。

■基本方針における複合化パターンの比較検討(出典:基本方針概要版)

構成 パターン	①全施設を 複合化	②福祉施設と 中央公民館を 複合化	③福祉施設のみ 複合化	④既存施設構成 を維持	⑤機能別に整備
	・新庁舎等(庁舎、福祉施設、文化施設、中央公民館)	・新庁舎(庁舎、福祉施設、中央公民館) ・新市民会館(文化施設)	・新庁舎(庁舎、福祉施設) ・新市民会館(文化施設、中央公民館)	・新庁舎(庁舎) ・新市民会館(文化施設、中央公民館、福祉施設)	・新庁舎(庁舎、福祉施設) ・新市民会館(文化施設) ・新公民館(中央公民館)
利便性の 市民性	・利便性の向上 ・窓口関連の統合・簡略化	・利便性の向上 ・窓口関連の統合・簡略化	・一部複合化により利便性が向上	・利便性の向上が見込めない	・文化施設と中央公民館は単独となるため利便性があがらない
	◎	◎	○	△	△
拡大する 交流につなぐ 人口の ぎわい	・交流促進、にぎわい創出が見込める	・一部複合化により、交流促進、にぎわい創出が見込める	・一部複合化により、交流促進、にぎわい創出が見込める	・一部複合化により、交流促進、にぎわい創出が見込める	・交流促進、にぎわい創出は見込めない
	◎	○	○	○	△
施設管理の やすしさ	・全施設分	・庁舎、福祉施設、公民館施設分	・庁舎、福祉施設分	・庁舎のみ	・庁舎、福祉施設分
	△	○	○	◎	○
行政事務の 適正化	・連携・執務効率が向上	・連携・執務効率が向上	・一部連携・執務効率が向上	・連携・執務効率が図りにくい	・一部連携・執務効率が向上
	◎	◎	○	△	○
施設面積の 面積化	・面積効率化が可能	・面積効率化が可能	・一部、面積効率化が可能	・面積効率化が見込めない	・一部、面積効率化が可能
	◎	◎	○	△	○
敷地面積の 確保	・全施設分の面積	・庁舎、福祉施設、公民館施設分の面積	・敷地面積への影響は少ない	・庁舎のみの敷地面積	・敷地面積への影響は少ない
	△	○	○	◎	○
災害対策の 配慮	・連携がしやすい	・連携がしやすい	・比較的、連携がしにくい	・比較的、連携がしにくい	・比較的、連携がしにくい
	◎	◎	○	○	○
イベントの 配慮	・来庁者への配慮が必要	・来庁者への配慮は不要	・来庁者への配慮は不要	・来庁者への配慮は不要	・来庁者への配慮は不要
	△	○	○	○	○
(新)事業費 の事業費	・多くの事業費を要する	・福祉施設、中央公民館を含む事業費を要する	・福祉施設を含む事業費を要する	・庁舎のみの事業費	・福祉施設を含む事業費を要する
	△	○	○	◎	○
(全)事業費	・事業費削減が見込める	・事業費削減を一定程度見込める	・事業費削減を一定程度見込める	・事業費削減を一定程度見込める	・事業費削減が見込めない
	◎	○	○	○	△
総合評価点	12点	14点	10点	10点	7点

(2)複合化の検討

①本年度検討の視点

検討委員会においては、基本方針での検討内容を踏まえて、敷地面積などハード面に及ぼす影響が最も大きいと考えられる、文化施設（ホール）と、庁舎及び中央公民館、福祉施設の複合施設（以下「複合庁舎」という。）を複合化すべきかという視点で検討を行った。

■本年度の検討の視点

A案：複合庁舎と文化施設（ホール）が複合化した施設を、同一の敷地内に整備する



B案：複合庁舎と文化施設（ホール）は、それぞれ別施設として別の敷地に整備する



②求められる役割等と望ましい立地

複合化を検討するため、複合庁舎と文化施設（ホール）の主な役割等を踏まえた望ましい立地について整理する。

複合庁舎に含まれる庁舎は、主に市の行政サービスに関する各種手続き等を行う場であり、主な利用者は、名護市民となる。行政サービスの中心や、防災拠点となりうる場所が望ましいと考えられる。

文化施設（ホール）は、主に各種催事を開催するにぎわいの場であり、名護市民だけでなく、幅広い利用者が想定される。にぎわいづくりへの寄与や、市内外からのアクセス性を有する場所が望ましいと考えられる。

■現施設の主な役割等と、望ましい立地

施設	現施設の主な役割等	望ましい立地
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎は、主に市の行政サービスに関する各種手続きを行う場である。 ・ 有事には防災拠点機能も有する。 ・ 名護市民が主な利用者となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎は市職員の事務所であり、行政サービスの中心や、防災拠点となりうる場所が望ましい。
文化施設（ホール）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設（ホール）は、主に各種催事を開催するにぎわいの場である。現在は、北部圏域を対象とした催事の受け皿として機能している。 ・ 屋上が指定緊急避難場所となっている。 ・ 名護市民だけでなく、幅広い利用者が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化施設（ホール）は、交流施設として、にぎわいづくりへの寄与や、市内外からのアクセス性を有する場所が望ましい。

③複合庁舎と文化施設（ホール）を複合化した場合のメリット・デメリット

複合庁舎と文化施設（ホール）を複合化する場合のメリット・デメリットは次のとおり考えられる。

■複合化した場合のメリット・デメリット

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 両施設を連携させることで、交流促進・にぎわいづくりなど、まちの活性化に寄与することが期待される。 ・ 会議室やトイレ、エレベーターなどを共有することで、諸室面積の一部を抑えられる可能性がある。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内事例ヒアリングからは、施設の役割が異なることから、改善が必要な事例もある。（例：十分な駐車場の確保、効率的な維持・管理手法 等） ・ 複合庁舎は、文化施設（ホール）同様、多くの人が集まる施設であることから、複合化することで、駐車場等の必要規模が拡大する。 ・ 複合庁舎と文化施設（ホール）を複合化することで新たな設備等の整備が必要となるため、建設期間が長期化する。 ・ 複合庁舎と文化施設（ホール）を複合化することで必要規模が拡大するため、工事費等の増加が想定される。 ・ ホール（用途地域上の分類は「劇場」）は、用途制限が庁舎（「事務所」）より厳しい。

(3)複合化の方針

①意見

- 複合庁舎と文化施設（ホール）を別整備とすることにより、災害時の拠点が2つになるという利便性がある。
- すべての施設をひとつの複合施設にする方が良いが、面積的に建設可能な候補地ではアクセス性の問題があるため、複合庁舎と文化施設（ホール）は別整備でも良い。
- 庁舎は申請手続きや相談をしに行く場であるのに対し、文化施設（ホール）はイベント開催など市民が遊びに行く場であるなど、施設の役割が異なるため、別整備が良い。
- 駐車場確保の点からすべての施設をひとつの複合施設とすることは難しいと考える。
- 複合庁舎に含まれる中央公民館のうち、一部機能については、庁舎よりも文化施設（ホール）との親和性が高いことから、文化施設（ホール）との複合化を検討すべきと考える。

②方針

検討委員会では、全会一致で、庁舎と中央公民館、福祉施設を複合化し、文化施設（ホール）は別整備とするとの結論になった。

ただし、中央公民館の一部機能については、文化施設（ホール）と複合化した方が良いのではないかとの意見もあり、今後も引き続き検討するものとする。

【複合化の方針】

庁舎と中央公民館、福祉施設を複合化し、文化施設（ホール）は別整備するものとする。

第3章 建設候補地の方針

(1)基本方針での位置づけ

令和5年度に策定した基本方針では、公有地かつ、ある程度のまとまった敷地の確保が可能であることを条件に、建設候補地を5つ抽出し、検討を行った。結果、新庁舎（福祉施設、中央公民館を含む）の建設候補地としては、災害時の防災拠点としての機能維持や必要面積の確保の可否等の観点から、「高台①（県立北部病院エリア）」または「高台②（名護商業高校跡地エリア）」での移転建替えの優位性が高い結果となつた。

また、新市民会館（ホール）については、災害時の安全面を考慮すると高台への移転が望まれる一方で、機能の特性上、インターチェンジや宿泊施設と近接していることなどから、「現在地」や「再開発区域」、「高台①（県立北部病院エリア）」の優位性もあるとの結果となつた。

■建設候補地（出典：基本方針概要版）

	現在地 ^{※1}	再開発区域 ^{※2}	高台① ^{※3}	高台② ^{※4}	高台③ ^{※5}
所在地	名護市港	名護市城周辺	県立北部病院 エリア	名護商業高校 跡地エリア	名桜大学周辺 エリア
敷地面積	庁舎:12,201 m ² 市民会館:37,000 m ²	6,800 m ² 程度	30,000 m ² 程度	50,000 m ² 程度	350,000 m ² 程度
用途地域	庁舎:第二種住居地域 市民会館:未指定	商業地域(想定)	第一種住居地域	第一種低層 住居専用地域	未指定地域
建蔽率	庁舎:60% 市民会館:60%	80%	60%	40%	60%
容積率	庁舎:200% 市民会館:200%	400%	200%	80%	200%

※1:庁舎の駐車場部分は、第一種住居地域かつ公園及び緑地に指定されている。標高約3.7m。

※2:名護市及び土地開発公社等での区分所有を想定している。標高約2.4m。

※3:県有地及び私有地。敷地内に、北部病院、北部病院研修医等宿舎、名護市地域包括支援センターあり。標高約12.6m。

※4:県有地。敷地内に、名護高校宿舎あり。標高約14.1m。

※5:市有地。森林一部農振あり。標高約91.9m。

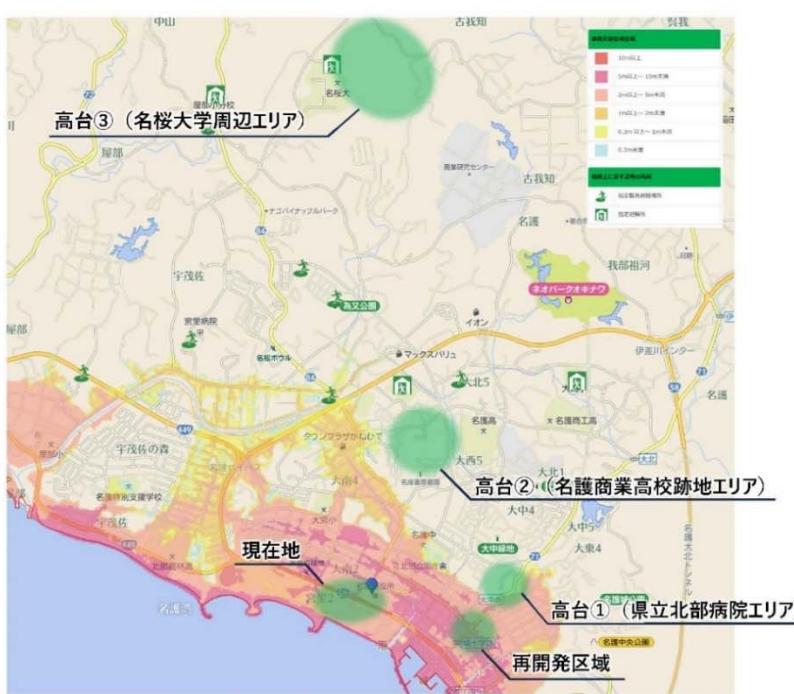


図 建設候補地の概ねのエリア

■新庁舎等の建設候補地の比較検討(出典:基本方針概要版)

新庁舎(福祉施設、中央公民館を含む)

		現在地	再開発区域	高台①(県立北部病院エリア)	高台②(名護商業高校跡地エリア)	高台③(名桜大学周辺エリア)
敷地面積	敷地の規模 (必要規模の建設可否)	・建設可能 ◎	・高層化が必要 △	・建設可能 ◎	・建設可能 ◎	・建設可能 ◎
	配置の自由度 (敷地内での建物配置の制限)	・配置に制約が発生 ・駐車場の確保等が困難 △	・駐車場が離れた場所になる可能性がある △	・一定の制約が発生する ○	・配置上の制約が少ない ◎	・一定の制約が発生する ○
まちづくり	・歴史を踏襲しつつ将来を計画できる ◎	・既成市街地の活性化に期待できる ◎	・まちの中心部に近接している ◎	・比較的、まちの中心部に近接している ○	・まちの中心から離れる △	
	交通利便性	・自家用車、バスでのアクセスが可能 ◎	・交通結節点があることで、アクセスがしやすい ○	・自家用車、バスでのアクセスがしやすい ○	・自家用車でのアクセスはしやすいが、バス路線なし ○	・比較的、自家用車でのアクセスがしにくく、バス路線もない △
他防災拠点との近接性	・北部医療センターから比較的近い ・名護市消防本部から距離が遠い ○	・北部医療センター、名護市消防本部から比較的近い ○	・北部医療センター、名護市消防本部から比較的近い ○	・北部医療センター、名護市消防本部に近い ◎	・北部医療センター、名護市消防本部から比較的遠い △	
	防災拠点機能	・浸水想定区域内であり、被災時の防災拠点機能の維持が困難 △	・浸水想定区域内であり、被災時の防災拠点機能の維持が困難 △	・浸水想定区域外であり、職員の参集もしやすい ○	・浸水想定区域外であり、職員の参集もしやすい ◎	・浸水想定区域外であるが、職員の参集がしにくい ○
実現可能性	・用地取得や都市計画変更等は不要 ・工事期間が比較的長い ・既存庁舎の取り扱いに時間をする ○	・再開発事業完了までに期間を要する ・通常の工事期間 △	・権利関係の調整に期間を要する ・都市計画変更等が必要 ・通常の工事期間 ○	・用地取得に一定期間を要する ・用途制限から都市計画変更等が必要 ・通常の工事期間 ○	・用地取得は不要 ・保安林指定の解除等が必要 ・工事期間が比較的長い △	
	事業費	・用地取得費が不要 ◎	・用地取得費が不要 ○	・用地取得費等が必要 ○	・用地取得費等が必要 ○	・造成費等が必要 △

■新庁舎等の建設候補地の比較検討(出典:基本方針概要版)

新市民会館(ホール)

		現在地	再開発区域	高台①(県立北部病院エリア)	高台②(名護商業高校跡地エリア)	高台③(名桜大学周辺エリア)
敷地面積	敷地の規模 (必要規模の建設可否)	・建設可能	・現在想定している必要面積の場合、建設可能	・建設可能	・建設可能	・建設可能
		◎	○	◎	◎	◎
配置の自由度 (敷地内での建物配置の制限)		・配置に制約が発生、工事中の駐車場確保が困難となり休館となる可能性がある	・駐車場が離れた場所になる可能性がある	・敷地に余裕はあるが、敷地内に高低差があり一定の制約が発生する	・敷地に余裕があり、比較的配置上の制約が少ない	・敷地に余裕はあるが、敷地内に高低差があり一定の制約が発生する
		△	△	○	◎	○
まちづくり		・歴史を踏襲しつつ将来を計画できる	・既成市街地の活性化に期待できる	・まちの中心部に近接している	・比較的、まちの中心部に近接している	・まちの中心から離れる
		◎	◎	◎	○	△
交通利便性		・ICからアクセスしやすい ・自家用車、バスでのアクセスが可能	・ICからアクセスしやすい ・交通結節点があるので、アクセスがしやすい	・ICからアクセスしやすい ・自家用車、バスでのアクセスが可能	・比較的ICからアクセスしやすい ・自家用車でのアクセスはしやすいが、バス路線なし	・ICからアクセスしにくい ・比較的、自家用車でのアクセスがしにくく、バス路線もない
		◎	◎	◎	○	△
他防災拠点との近接性		・北部医療センターから比較的近い ・消防本部から距離が遠い	・北部医療センター、消防本部から比較的近い	・北部医療センター、消防本部から比較的近い	・北部医療センター、消防本部に近い	・北部医療センター、消防本部から比較的遠い
		○	○	○	◎	△
建設後の周辺への影響		・住宅等が密集 ・交通量増加による影響は小さい	・住宅等が密集 ・再開発での道路の再整備が想定されるため交通量増加による影響は小さい	・住宅等が密集 ・交通量増加による影響が大きい	・住宅等が密集 ・交通量増加による影響が大きい	・周辺に住宅は立地していない ・交通量増加による影響が大きい
		◎	○	△	△	○
実現可能性		・用地取得や都市計画変更等は不要	・再開発区域には私有地が多く、再開発事業完了までに期間を要する可能性が高い	・用地等の権利関係の調整に期間を要する可能性がある ・都市計画変更等の手続き期間が必要となる	・用地取得に一定期間を要する可能性がある ・都市計画変更等の手続き期間が必要となる	・用地取得は不要 ・保安林解除の協議に期間を要する ・大規模な造成で比較的長い工事期間が想定される
		◎	△	○	○	△
事業費		・工事期間中の駐車場用地が必要	・用地取得費が不要	・用地取得費等が必要	・用地取得費等が必要	・造成費等が必要
		◎	○	○	○	△

(2)建設候補地の検討

①本年度検討の視点

検討委員会においては、庁舎等の複合化の検討を行ったうえで、複合庁舎の建設候補地について、基本方針で抽出した5つの建設候補地の中から、2～3程度に絞り込みを行い、更に絞り込んだ建設候補地の中で望ましい優先度を検討した。

ただし、建設候補地の土地利用について、所有者等と具体的な調整や確認は行っていない。

また、文化施設（ホール）については、今後、別途検討を行うこととした。

②建設候補地の特徴

建設候補地ごとの特徴を、改めて定性的に整理した（次ページ参照）。なお、図版は資料編に掲載し、ここでは各候補地の概要を示した。

■建設候補地の特徴(概要) ※図版は資料編を参照のこと

視点	現在地	再開発区域	高台①県立北部病院エリア	高台②名護商業高校跡地エリア	高台③名桜大学周辺エリア
A : 敷地の規模、配置の自由度	【建設可能】 <ul style="list-style-type: none">配置に制約が発生、駐車場確保等が困難	【高層化が必要】 <ul style="list-style-type: none">駐車場が離れた場所になる可能性がある	【建設可能】 <ul style="list-style-type: none">一定の制約が発生する	【建設可能】 <ul style="list-style-type: none">配置上の制約が少ない	【建設可能】 <ul style="list-style-type: none">一定の制約が発生する
B : まちづくり	<ul style="list-style-type: none">中核都市拠点の北側に位置し、国道 58 号及び県道、市道に接しているまちなかリノベーション推進地区と近接している	<ul style="list-style-type: none">中核都市拠点の中心に位置し、国道 58 号及び県道に接しているまちなかリノベーション推進地区内で交通・物産拠点と結節し、歩行者回遊動線上に位置する	<ul style="list-style-type: none">中核都市拠点に近接しているまちなかリノベーション推進地区に近接しており、交通結節からの回遊動線と繋がる	<ul style="list-style-type: none">現在地、再開発区域、高台①と比べ、中核都市拠点から離れている	<ul style="list-style-type: none">他の候補地と比べ、中核都市拠点から離れており、国道 58 号の外側にある
C : 交通利便性	<ul style="list-style-type: none">国道 58 号及び県道、市道沿いに、最寄りのバス停が 3 か所ある	<ul style="list-style-type: none">県道沿いに、最寄りのバス停が 3 か所ある	<ul style="list-style-type: none">隣接する県道沿いに、最寄りのバス停が 1 か所ある	<ul style="list-style-type: none">市道に接しているが、最寄りのバス停まで距離がある	<ul style="list-style-type: none">市道に接しているが、最寄りのバス停まで距離がある
D : コミュニティバスの経路	<ul style="list-style-type: none">循環線バス停が最寄りにあり市街地や北部医療センター、大型商業施設、バスターミナルへの移動利便性が高い	<ul style="list-style-type: none">循環線バス停が最寄りにあり市街地や北部医療センター、大型商業施設、バスターミナルへの移動利便性が高い	<ul style="list-style-type: none">循環線バス停が最寄りにあり市街地や北部医療センター、大型商業施設、バスターミナルへの移動利便性が高い	<ul style="list-style-type: none">循環線バス停が近くなく、市内のバス移動の利便性は低い	<ul style="list-style-type: none">循環線バス停が近くなく、市内のバス移動の利便性は低い
E : 他防災拠点との近接性	<ul style="list-style-type: none">緊急輸送道路または啓開道路に面し、北部医療センター及び消防本部への動線確保が可能	<ul style="list-style-type: none">緊急輸送道路または啓開道路に面し、北部医療センター及び消防本部への動線確保が可能	<ul style="list-style-type: none">啓開道路または緊急輸送道路に面し、北部医療センター及び消防本部への動線確保が可能だが、すべて同道路を通る	<ul style="list-style-type: none">緊急輸送道路または啓開道路に面していないが、他候補地と比べ、北部医療センター及び消防本部との距離が近い	<ul style="list-style-type: none">啓開道路または緊急輸送道路に面していない
F : 防災拠点機能	<ul style="list-style-type: none">津波浸水想定区域内：2m～5m 未満に位置する	<ul style="list-style-type: none">津波浸水想定区域内：5m～10m 未満に位置する	<ul style="list-style-type: none">津波浸水想定区域外	<ul style="list-style-type: none">津波浸水想定区域外	<ul style="list-style-type: none">津波浸水想定区域外
G : ハザードマップ	<ul style="list-style-type: none">高潮浸水想定区域液状化危険度が極めて高い	<ul style="list-style-type: none">高潮浸水想定区域ため池氾濫時浸水想定区域液状化危険度が高い	<ul style="list-style-type: none">一部土砂災害警戒区域（急傾斜地）あり	<ul style="list-style-type: none">警戒区域外	<ul style="list-style-type: none">警戒区域外
H : 実現可能性・事業費	<ul style="list-style-type: none">用地取得や都市計画変更不要現庁舎取り扱い検討に時間を要する工事期間が比較的長くなる	<ul style="list-style-type: none">再開発事業完了までに期間を要する	<ul style="list-style-type: none">土地の権利関係の調整に期間を要する都市計画変更等が必要用地取得費等が必要	<ul style="list-style-type: none">用地取得に一定期間を要する都市計画変更等が必要用地取得費等が必要	<ul style="list-style-type: none">保安林指定等の解除が必要工事期間が比較的長くなる大規模造成にかかる費用が必要

(3)建設候補地の絞り込み

①各建設候補地の評価

検討委員会における意見等を踏まえ、建設候補地絞り込みのための評価項目を次ページの表のとおり設定し、22 ページ以降、各建設候補地を評価項目別に比較検討した。

なお、比較検討の際は、庁舎 18,000～19,000 m²、中央公民館 2,757 m²、福祉施設 1,419 m²、駐車場 25 m²/1 台を想定規模とした。

■建設候補地絞り込みのための評価項目

当業務の評価項目		施設機能配置のための視点 名護市関連計画より関連内容を抽出・整理／【】内は各資料の略式名、正式名等は別表に記載
大項目	中項目	
まちづくり	交通インフラ 【名護都市計画】 【名護湾関連計画】	<ul style="list-style-type: none"> 巡回コミュニティバス等、公共交通機関の確保による移動、アクセス利便性の向上 駐車台数の確保による施設の利便性の向上 名護市内や周辺市町村ほか、広域連携としての交通の円滑化、多方面からのアクセスの充実（交通結節）
	人流による影響	<ul style="list-style-type: none"> 近隣周辺にぎわい、商業施設等の活性化 渋滞や騒音の発生
	庁舎のシンボル性・景観将来像 【都市マス】 【景観計画】	<ul style="list-style-type: none"> 名護市の都市計画将来都市像の実現を目指すコア施設の立地に相応しい 名護湾と調和のとれた景観形成や国道からの視認性、良好な住民生活のための配慮
防災性能 【名護都市計画】 【防災計画】	火災対策	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時の避難場所、緊急車両のアクセスの確保 火災の延焼被害拡大を防ぐための広幅員道路、公園、空地や消火用水源、その他の公共施設の確保
	地震・津波対策	<ul style="list-style-type: none"> 津波浸水想定区域に指定されていない 近隣住民等の一時避難所としての役割
	土砂災害対策	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害に係る警戒区域または特別警戒区域に指定されていない 砂防、地すべり、液状化等、急傾斜地崩壊可能性
	浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> 高潮浸水想定区域、ため池氾濫時浸水想定区域に指定されていない
	災害対策本部機能	<ul style="list-style-type: none"> 啓開道路や緊急輸送道路に接しているか 津波災害警戒区域外であり、緊急輸送基地、輸送手段の確保や措置のための司令塔としての役割を遂行できる
	避難施設機能	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の支援物資集積拠点としての敷地及び道路の確保が可能 災害警戒区域に該当しておらず、避難所の設置が可能
事業計画（土地整備関連） 【名護都市計画】		<ul style="list-style-type: none"> 市街地再開発事業、区画整理事業等による整備期間（住民説明会のほか、必要なプロセス）の長期化 用地取得上の課題 大規模造成有無
関連法規		<ul style="list-style-type: none"> 現状の法規制上の建築用途や建築物の高さ、建蔽率や容積率の制限（用途地域の変更等） 保安林の解除等の必要性
各種関連計画（まちづくり関連） 【都市マス】 【名護都市計画】 【森林整備計画】 【景観計画】		<ul style="list-style-type: none"> まちづくり関連計画との整合（「コンパクト＋ネットワーク」の形成等） 将来の土地の利活用と住民ニーズとの調和を図るための健全な居住環境、産業振興等の計画
事業費		<ul style="list-style-type: none"> 用地取得に要する費用の程度 施設整備の施工に要する費用の程度（造成や仮庁舎の整備等）

■参考

【】内略式名 正式名称	注釈	計画の概要
【都市マス】 第2次名護市都市計画マスターplan (R5.3)	名護市の都市計画将来都市像「豊かな自然と魅力ある都市が調和したしなやかで持続可能なまち・名護」の実現	<p>名護市の都市計画将来都市像の実現のための基本方針（5項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部圏域の中核都市としてのコンパクト+ネットワークによる都市形成と地域特性を活かすまちづくり ・小さな世界都市を目指す魅力ある観光まちづくり ・やんばるの自然と地域資源を守り育てるまちづくり ・安全・安心なまちづくり ・地域コミュニティを継承するまちづくり
【防災計画】 名護市地域防災計画 (R5.3)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・名護市の防災対策等の実施項目を定めている。市民の生命、身体および財産を災害から保護するための対策を図る。
【景観計画】 名護市景観まちづくり計画 (H25.3)	名護市の景観将来像「三つの海とやんばるの海に抱かれた山紫水明 あけみおのまち“なご”」の形成	<p>名護市の景観将来像の形成のための景観形成方針（6項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三つの海」と「やんばるの森」の景観を守り、育て、いかす ・「景域（景観特性・土地利用上一体的まとまりのあるエリア）」の魅力を守り、つくり、育て、いかす ・「景域」の眺望ポイントからの景観を守り、育てる ・「やんばる」の中心都市として、誇りに思い、人々を魅了するまちなみ景観を創造する ・「景域」の沿道景観を持つ「景観軸（道路等線的に連続するもの）」を守り、つくり、育てる ・「市民」「事業者」「名護市」がそれぞれ役割を果たし、協働による景観まちづくりを推進する
【森林整備計画】 名護市森林整備計画変更計画 (H29.3)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・森林がもつ7つの機能 <p>（①水源涵養、②山地災害防止・土壤保全、③快適環境形成、④保健・レクリエーション、⑤文化、⑥生物多様性保全、⑦木材等生産）に沿って、森林の育成や保全の計画的実施内容を定めている。</p>
【名護都市計画】 名護都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(R4.11)	—	<p>名護都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 IV主要な都市計画の決定の方針 5.都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>1) 基本方針（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の被害の最小化を図る「減災」を踏まえた、河川や海岸、急傾斜地等の防災対策やリスクの高い所の適切な土地利用制限対策 ・不燃化、老朽建築物の建て替え、避難路・避難場所の確保、伝統的屋敷林の保全、緊急時の輸送機能の確保、避難誘導体制の構築 等
【名護湾関連計画】 名護湾沿岸基本構想 (R2.3) 名護湾沿岸基本計画 (R3.3)	—	<p>名護湾沿岸基本構想の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名護湾沿岸（喜瀬～宇茂佐、21世紀の森公園周辺エリア、名護漁港周辺エリア）を、市民および来訪者の憩いの場として活用し、まちの賑わいや暮らしの魅力向上、滞在促進のための起爆剤として具体的な整備が計画されている。 ・コンセプト 海をまるごと堪能できる名護湾沿岸～海を楽しみ、海を味わい、海を眺め、海で憩う～ ・目標 市民が楽しめる空間、市民と来訪者の交流でにぎわう空間、来訪者を惹きつける空間 <p>名護湾沿岸基本計画の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンセプト <p>（21世紀の森公園周辺エリア）誰もが "健幸"になれる、海と陸のスポーツ＆レクリエーション拠点 ～公園でのアクティビティを通して市民も来訪者も健康で幸せになれる拠点となる～</p> <p>（名護漁港周辺エリア） まちなかの賑わいを生み出す、やんばるの生活・観光拠点 ～市民の生活利便性を高め、来訪者が観光地を巡る拠点となる～</p>

■現在地

敷地面積	12,201.0 m ²	許容建築面積	7,320.6 m ²	
許容床面積	24,402.0 m ²	駐車可能台数	約 195 台 (4,880.4 m ²)	
まちづくり	交通インフラ	【メリット】公共交通機関の利便性が高い／国道、県道に面しているため、利便性が高い 【デメリット】駐車場不足		
防災性能	人流による影響	【メリット】現在の市街地のぎわいが維持される／国道に面しているため、交通渋滞の影響が少ない 【デメリット】—		
	庁舎のシンボル性・景観将来像	【メリット】国道からの視認性が高い／名護湾と調和のとれた景観をつくることが可能 【デメリット】中高層の建物となることから、意匠上の配慮が必要		
	火災	【メリット】緊急車両の進入口が限定されず、消火活動が容易／周辺が道路のため、延焼防止に有効である 【デメリット】敷地が狭小のため避難広場や防災空地の確保が困難		
	地震・津波	【メリット】近隣住民等の津波避難ビル、一時避難所として有効 【デメリット】津波浸水想定区域に該当／津波被災後、防災拠点としての運用が困難／軟弱地盤の地域		
	土砂災害	【メリット】警戒区域なし／【デメリット】—		
	浸水	【メリット】—／【デメリット】高潮浸水想定区域に該当		
	災害対策本部機能	【メリット】啓開道路または緊急輸送道路に接している 【デメリット】津波災害警戒区域内であるため、津波災害時の防災拠点機能の維持が難しい		
	避難施設機能	【メリット】啓開道路または緊急輸送道路に接している 【デメリット】災害警戒区域に該当する／敷地が狭小のため、支援物資の集積拠点の確保が困難		
各種事業計画 (土地整備)	【メリット】他事業からの影響は少ない／庁舎建設においての用地取得は不要 【デメリット】現庁舎の取り扱いの整理が必要			
関連法規	【メリット】用途地域による用途の制限がない 【デメリット】建蔽率及び容積率の影響がある／駐車場部分が都市公園区域である			
各種関連計画 (まちづくり)	【メリット】国道 58 号の内側にあるため、コンパクト＋ネットワークの形成に適している 【デメリット】敷地に余裕がなく、余剰地での将来的な利活用が望めない			
事業費	【メリット】用地取得費が不要／造成費が比較的安価 【デメリット】既存庁舎の解体費用が必要／軟弱地盤対策費が必要／仮庁舎の整備費用が必要			

■再開発区域

敷地面積	5,000~6,800 m ²	許容建築面積	4,000~5,440 m ²	
許容床面積	20,000~27,200 m ² ※庁舎用地として5,000 m ² 程度を想定	駐車可能台数	0台（地下または立体駐車場が必要となる）	
まちづくり	交通インフラ	【メリット】公共交通機関の利便性が高い／国道、県道に近接しているため、利便性が高い 【デメリット】駐車台数が不足		
	人流による影響	【メリット】周辺商業施設の利用が見込まれ、市街地活性化が期待できる／商業地域のため、イベント時等の騒音対策の必要性は低い 【デメリット】空地や広場が十分に確保できないため、イベント時の行列・混雑が生じやすい		
	庁舎のシンボル性・景観将来像	【メリット】名護湾と調和のとれた景観をつくることができる／市街地中心としてシンボル性が高い 【デメリット】中高層の建物となることから、意匠上の配慮が必要		
防災性能	火災	【メリット】準防火地域に指定されている 【デメリット】商業施設に近接しているため、延焼対策が必要／敷地が狭小なため、避難広場や防災空地の確保が困難		
	地震・津波	【メリット】近隣住民等の津波避難ビル、一時避難所として有効 【デメリット】津波浸水想定区域に該当／津波被災後、防災拠点としての運用が困難／軟弱地盤の地域		
	土砂災害	【メリット】警戒区域なし／【デメリット】—		
	浸水	【メリット】— 【デメリット】高潮浸水想定区域に該当／ため池氾濫時浸水想定区域に該当		
	災害対策本部機能	【メリット】啓開道路または緊急輸送道路に接している 【デメリット】津波災害警戒区域内であるため、津波災害時の防災拠点機能の維持が難しい		
	避難施設機能	【メリット】啓開道路または緊急輸送道路に接している 【デメリット】災害警戒区域に該当する／敷地が狭小のため、支援物資の集積拠点の確保が困難		
各種事業計画（土地整備）		【メリット】庁舎建設においての用地取得は不要 【デメリット】再開発事業完了まで期間を要する		
関連法規		【メリット】用途地域による用途の制限がない 【デメリット】建蔽率及び容積率の影響がある／高層化が必要であるが、景観条例による高さ制限がある／公共施設に割り当てられる面積のうち、公園面積を3,000 m ² 程度確保する必要がある		
各種関連計画（まちづくり）		【メリット】国道58号の内側にあるため、コンパクト+ネットワークの形成に適している 【デメリット】敷地に余裕がなく、余剰地での将来的な利活用が望めない		
事業費		【メリット】用地取得費が不要／造成費が不要 【デメリット】高度利用のため、建設費が増大する恐れがある／軟弱地盤対策費が必要		

■高台①(県立北部病院エリア)

敷地面積	30,000 m ²	許容建築面積	18,000 m ²	
許容床面積	60,000 m ²	駐車可能台数	約 640 台～約 880 台	
まちづくり	交通インフラ	【メリット】公共交通機関の利便性が比較的高い／県道に面しているため、利便性が高い／十分な駐車台数の確保が可能 【デメリット】国道に面していない		
	人流による影響	【メリット】現在の市街地に近接しているため、にぎわいが維持される 【デメリット】北側住宅地へのイベント時等の騒音対策が必要／アクセス道路が 2 車線のため、交通渋滞が予想される		
	庁舎のシンボル性・景観将来像	【メリット】市街地に近い高台のため、視認性が高い／名護湾と調和のとれた景観をつくることができる 【デメリット】周辺住宅地への圧迫感を和らげる対策が必要		
防災性能	火災	【メリット】敷地にゆとりがあるため、避難広場や防災空地の確保が容易／南側の県道が延焼防止に有効である 【デメリット】緊急車両の進入口が限定されるため、構内道路の確保が必要／北側が住宅地に近接しているため、延焼対策が必要		
	地震・津波	【メリット】津波災害警戒区域の範囲外／近隣住民等の津波避難ビル、一時避難所として有効 【デメリット】—		
	土砂災害	【メリット】—／【デメリット】南側道路の一部に傾斜地警戒区域あり		
	浸水	【メリット】警戒区域なし／【デメリット】—		
	災害対策本部機能	【メリット】啓開道路または緊急輸送道路に接している／津波災害警戒区域外であるため、津波災害時の防災拠点機能の維持ができる 【デメリット】—		
	避難施設機能	【メリット】啓開道路または緊急輸送道路に接している／一部を除き、災害警戒区域に該当しない／敷地にゆとりがあるため、支援物資の集積拠点の確保が容易 【デメリット】—		
各種事業計画 (土地整備)		【メリット】— 【デメリット】北部医療センター整備事業の影響を受ける／用途取得や権利関係の調整が必要／解体・造成工事に時間を要する可能性がある		
関連法規		【メリット】建蔽率及び容積率の影響が少ない 【デメリット】用途地域による用途の制限がある（住居系地域のため、建築審査会の許可を要する）		
各種関連計画 (まちづくり)		【メリット】国道 58 号線の内側にあるため、コンパクト＋ネットワークの形成に適している／敷地に余裕があり、余剰地での将来的な利活用が望める 【デメリット】—		
事業費		【メリット】北部病院の立地部分は造成費が比較的安価になる可能性がある 【デメリット】用地取得費が必要。（県有地・民有地）／傾斜地対策費が必要となる可能性がある		

■高台②(名護商業高校跡地エリア)

敷地面積	50,000 m ² 程度	許容建築面積	20,000 m ²	
許容床面積	40,000 m ²	駐車可能台数	約 1,200 台～約 1,520 台	
まちづくり	交通インフラ	【メリット】十分な駐車台数の確保が可能 【デメリット】公共交通機関の利便性が低い／国道、県道に面していない		
	人流による影響	【メリット】大型商業施設が立地している地域に近く、その地域の活性化が期待できる 【デメリット】イベント時等の周辺住宅地への騒音対策が必要／アクセス道路が 2 車線のため、交通渋滞が予想される		
	庁舎のシンボル性・景観将来像	【メリット】広い敷地を生かしたゆとりのある外構計画と敷地内緑化により、良好な景観形成が容易 【デメリット】高さ制限があるため、視認性を確保することが困難／名護湾を望むことができない／周辺住宅地への圧迫感を和らげる対策が必要		
防災性能	火災	【メリット】敷地にゆとりがあるため、避難広場や防災空地の確保が容易／南側の緑地が延焼防止に有効である 【デメリット】緊急車両の進入口が限定されたため、構内道路の確保が必要／北側・西側が住宅地に近接しているため、延焼対策が必要		
	地震・津波	【メリット】津波災害警戒区域の範囲外 ／ 【デメリット】—		
	土砂災害	【メリット】警戒区域なし ／ 【デメリット】—		
	浸水	【メリット】警戒区域なし ／ 【デメリット】—		
	災害対策本部機能	【メリット】津波災害区域外であるため、津波災害時の防災拠点機能の維持ができる 【デメリット】啓開道路及び緊急輸送道路に接していない		
	避難施設機能	【メリット】災害警戒区域に該当しない／敷地にゆとりがあるため、支援物資の集積拠点の確保が容易 【デメリット】啓開道路または緊急輸送道路に接していない		
各種事業計画 (土地整備)	【メリット】他事業からの影響は少ない／大規模な造成工事が不要 【デメリット】用地取得の調整が必要			
関連法規	【メリット】建蔽率及び容積率の影響が少ない 【デメリット】用途地域による用途の制限がある（住居系地域のため、建築審査会の許可を要する）／高さ制限がある			
各種関連計画 (まちづくり)	【メリット】国道 58 号の内側にあるため、コンパクト＋ネットワークの形成に適している／敷地に余裕があり、余剰地での将来的な利活用が望める 【デメリット】—			
事業費	【メリット】造成費が比較的安価 【デメリット】敷地が広いため、用地取得費が増大する可能性がある。（県有地）			

■高台③(名桜大学周辺エリア)

敷地面積	350,000 m ² 程度	許容建築面積	210,000 m ²	
許容床面積	700,000 m ²	駐車可能台数	約 12,000 台～ 約 13,200 台	
まちづくり	交通インフラ	【メリット】十分な駐車台数の確保が可能 【デメリット】公共交通機関の利便性が低い／国道、県道に面していない		
	人流による影響	【メリット】周辺に住宅地が少ないとため、騒音対策の必要性は低い 【デメリット】アクセス道路が 1 路線しかないとため、交通渋滞が予想される／周辺に商業施設が少ないとため、活性化が見込めない		
	庁舎のシンボル性・景観将来像	【メリット】広い敷地を生かしたゆとりのある外構計画と敷地内緑化により、良好な景観形成が容易 【デメリット】国道等の幹線道路から距離があるため、立地が分かりにくい／国道や市街地から離れているため、視認性の確保が困難		
防災性能	火災	【メリット】敷地にゆとりがあるため、避難広場や防災空地の確保が容易／周囲に緑地が多く、延焼防止に有効である 【デメリット】名護市消防本部から距離があり、緊急車両の到着時間が長い／緊急車両の進入口が限定されるため、構内道路の確保が必要		
	地震・津波	【メリット】津波災害警戒区域の範囲外 【デメリット】津波災害警戒区域や市街地から距離がある		
	土砂災害	【メリット】警戒区域なし／【デメリット】—		
	浸水	【メリット】警戒区域なし／【デメリット】—		
	災害対策本部機能	【メリット】津波災害警戒区域外であるため、津波災害時の防災拠点機能の維持ができる 【デメリット】啓開道路及び緊急輸送道路に接していない		
	避難施設機能	【メリット】災害警戒区域等の支障なし／敷地にゆとりがあるため、支援物資の集積拠点の確保が容易 【デメリット】啓開道路または緊急輸送道路に接していない		
各種事業計画 (土地整備)		【メリット】他事業からの影響は少ない／庁舎建設においての用地取得は不要 【デメリット】大規模造成工事を要する可能性が高い		
関連法規		【メリット】用途地域による用途の制限がない／建蔽率及び容積率の影響が少ない 【デメリット】保安林の解除が必要となる		
各種関連計画 (まちづくり)		【メリット】敷地に余裕があり、余剰地での将来的な利活用が望める 【デメリット】国道 58 号の外側にあるため、コンパクト＋ネットワークの形成には不適		
事業費		【メリット】用地取得費が不要 【デメリット】敷地が広く、高低差が大きいため、造成費が増大する可能性がある		

②重視する項目

建設候補地の絞り込みを行うため、特に重視したい項目を下記のとおり設定する。

- 都市計画マスタープランとの整合を図ることから、「コンパクト+ネットワーク」の形成に向けた区域であり、概ね国道 58 号の内側にあるか。
- 防災性能(地震・津波対策、浸水対策、災害対策本部機能)の点において、災害警戒区域外であるか。
- 十分な敷地面積を確保できるか。

③意見

- ハザードマップを受けて絞り込むことを一番に重視し、場所を選んでいくことになる。また、アクセス性はかなり重視される項目として位置づけた方が良い。
- 災害で重症者が出了たとき、ヘリコプターで患者を広域搬送することもあるため、立地としては、高台が良い。
- 重視する項目に記載がないものとして、役所が立地することで、「できるだけ広い範囲に恩恵が及ぶ=地価が上がる」という波及の範囲が広い立地が良い。大型商業施設が並ぶ為又エリアに近い、高台②（名護商業高校跡地エリア）は波及範囲が広いと考える。
- 高台①（県立北部病院エリア）は、病院跡地であることから、産業廃棄物の問題が懸念される。また、土地の権利関係の課題がある。
- 交通問題はどの立地でも生じる可能性があるので、対応しやすい場所が良い。
- 建設コストが大きな問題であり、建設コストが子や孫の世代への負担にならないようにすべき。まちなかの再開発地区に建設する費用が最も高いと思う。

検討委員会では、重視する3つの項目や、その他重視したい評価項目について検討を行った。

その結果、重視する3つの項目について、1つ目の「都市計画マスタープランとの整合を図ることから、概ね国道 58 号の内側にあるか」という視点から、高台③（名桜大学周辺エリア）が除外された。2つ目の「防災性能の点において、災害警戒区域外であるか」という視点から、現在地と、再開発区域が除外された。最後に3つ目の「十分な敷地面積を確保できるか」という視点から、高台①（県立北部病院エリア）と、高台②（名護商業高校跡地エリア）を、全会一致で建設候補地に絞り込んだ。

【建設候補地の絞り込み】

- 建設候補地については、下記2か所に絞り込んだ。
 - 高台①(県立北部病院エリア)
 - 高台②(名護商業高校跡地エリア)

(4)建設候補地の方針

第3回検討委員会では、第2回検討委員会で絞り込んだ建設候補地の高台①（県立北部病院エリア）、高台②（名護商業高校跡地エリア）に対して、これまでの検討委員会で挙げられた評価項目により、比較検討を行い、建設候補地の優先度を検討した。

①各建設候補地の評価

絞り込んだ建設候補地である高台①、②について、以下6つの評価項目で比較検討を行った。

評価項目	①アクセス性について ②土地の権利関係について ③建物について ④土壤汚染について ⑤都市マスタープランへの影響について ⑥ボリュームプラン等検討について
------	--

●アクセス性について

	高台① 県立北部病院エリア	高台② 名護商業高校跡地エリア
		
道路	<ul style="list-style-type: none">県道71号線（名護宜野座線）に面する。※幅員 14m啓開道路・緊急輸送路に位置付けられている。市道名-134 名護59号線が接している。	<ul style="list-style-type: none">市道 名-166 柳原線に面する。※幅員 14m市道 名-175 宇座線からは進入道路で接する。
駐車場 ※必要465台	十分な駐車台数の確保が可能 (480~500台程度)	十分な駐車台数の確保が可能 (640~720台程度)
バス路線	<ul style="list-style-type: none">主要なバス路線（県道71号線）に面し、バス停（県立北部病院前）となっている。コミュニティバス（循環線、二見以北線）、本部半島線（65.66）、辺土名線（67）、運天原線（72）	<ul style="list-style-type: none">現在はバス路線に面していない。最寄りのバス停は「大西五丁目」徒歩5分

● 土地の権利関係について

	高台① 県立北部病院エリア	高台② 名護商業高校跡地エリア
	<p>土地所有形態 ■敷地範囲 ■沖縄県有地 ■私有地</p>	<p>土地所有形態 ■敷地範囲 ■沖縄県有地</p>
敷地	敷地面積 約26,150m ² ※図上計測値 県有地約16,010m ² 61.2% 私有地約10,140m ² 38.8%	敷地面積 全体 約46,518m ² 県有地 約46,518m ² 100%

● 建物について

	高台① 県立北部病院エリア	高台② 名護商業高校跡地エリア
敷地内	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県立北部病院が立地 現在地には昭和28年7月に大東区より移転 現在の建物は、平成3年11月に竣工（築33年） (RC造6階地下1階 床面積 18,252m²) 	<ul style="list-style-type: none"> 沖縄県立名護商業高校が立地していたが、平成19年4月より沖縄県立名護商工高校に統合され、平成21年3月に閉校となっている。 建物はその後に解体され現在は更地である。
隣接施設	<ul style="list-style-type: none"> 県立北部保健所 県立北部病院職員宿舎 護佐喜御宮（神社） 	<ul style="list-style-type: none"> 名座喜原墓園（都市公園） 名護高等学校学生寮

● 土壤汚染について

- 候補地の検討において、土壤汚染に関する調査・対策の有無は、事業スケジュール及び事業費に及ぼす影響が大きくなる。
- 土壤汚染に関する調査は土地の所有者が実施することになるので、土地の購入または賃貸条件に影響する。

調査が必要となる条件	高台① 県立北部病院エリア	高台② 名護商業高校跡地エリア
条件① 特定有害物質を製造、使用又は処理する施設の使用が廃止された場合。	県立北部病院が有害物質使用特定施設に該当。 調査・報告義務要。	名護商業高校は有害物質使用特定施設に該当していない。 ※既に廃止済み
条件② 一定規模（3,000m ² ）以上の土地の形質変更の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事が認める場合	—	知事判断による。
条件③ 土壤汚染により健康被害が生ずる恐れがあると都道府県知事が認める場合	—	知事判断による。
まとめ	・土壤汚染調査・報告は必須。 ・調査結果が基準に不適合の上、健康被害が生ずるおそれがある施設に該当する場合、土壤入替や地下水の封じ込め等の対策が必要。	・土壤汚染調査・報告は知事判断による。 ・名護商業高校建設以前の土地利用により、調査の要否が判断される場合もあり。

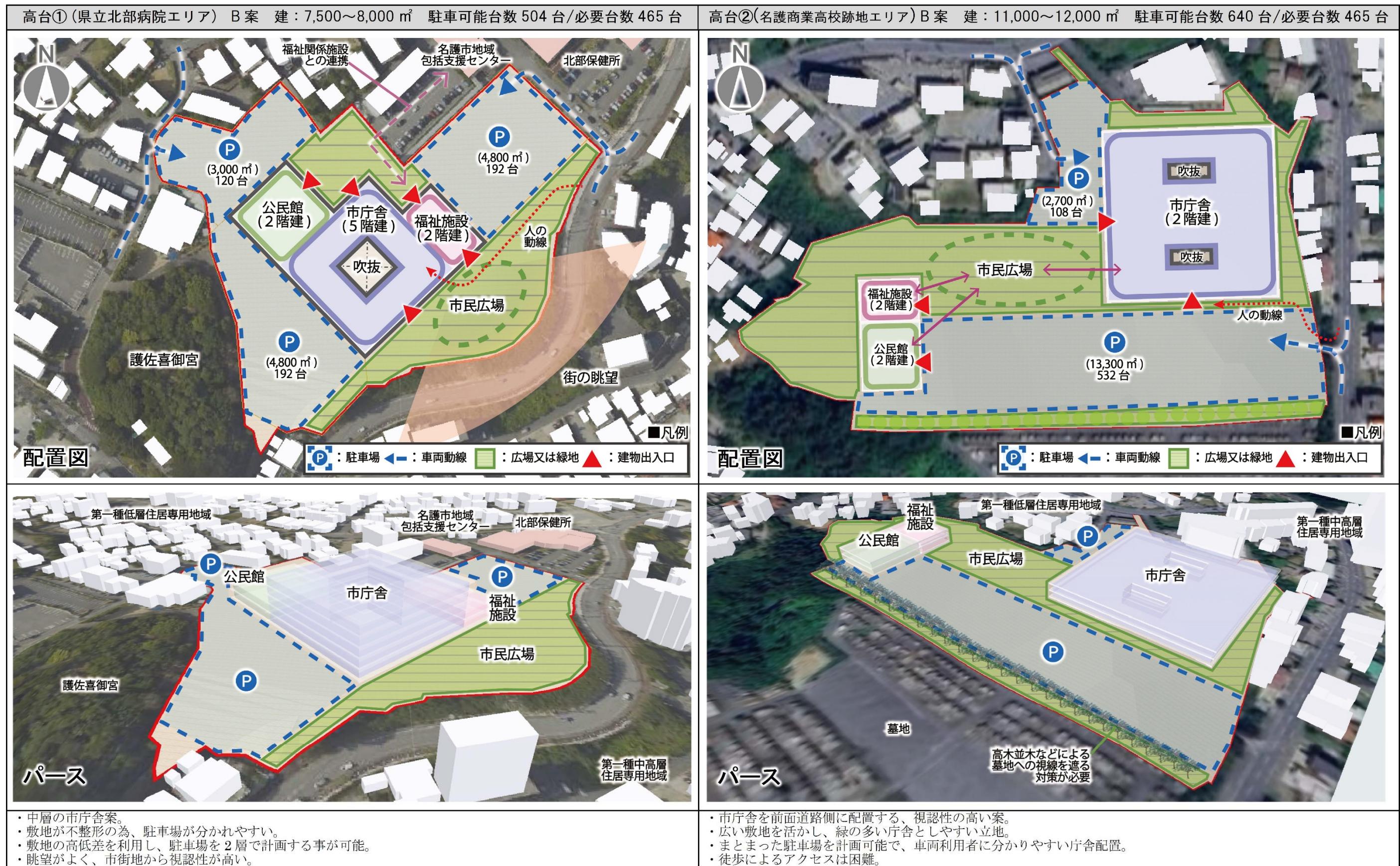
● 都市計画マスタープランへの影響について

	高台① 県立北部病院エリア	高台② 名護商業高校跡地エリア
用途制限	■第一種住居地域 ・事務所の建設は3000m ² 以下は可	■第一種低層住居専用地域 ・事務所の建設は不可 ・高さ制限あり（10m以下）
都市マスター エリア区分	・中心市街地に近接するエリアであり、その利便性を活かした集合住宅の立地誘導によるまちなか居住人口の増加を促進するエリアである。	・低層住居専用地域の用途地域を指定するエリアであり、低層住宅を基本としたゆとりある住環境の形成を誘導するエリアである。
コンパクト +ネット ワークによ るまちづく りへの影響	・用途地域内かつ、中核都市拠点内でもあるため、コンパクト+ネットワークのまちづくりに与える影響や、拠点形成に与える影響は少ない。	・用途地域内のため、コンパクト+ネットワークのまちづくりに与える影響は少ないが、中核都市拠点の区域外であることから、拠点形成に与える影響は大きい。
まとめ	・建築基準法第48条ただし書きが適用できる可能性がある。 ➢ 周辺市街地環境を害するおそれがない又は公益上やむを得ないと認める場合に限って、特定行政庁が許可するもので、建築審査会の同意を得る必要がある。 ➢ 建築審査会は公聴会による近隣の関係者（通常50m～100m圏内の土地・建物の所有者）の意見を踏まえ特定行政庁に答申する。 ➢ 事前協議から同意まで通常半年から1年程度を要する。	・用途地域の変更並びに都市計画マスタープランの見直しが必要になる可能性がある。 ➢ エリア区分変更は都市計画マスタープランの基本方針との整合性を確認する必要があり、パブリックコメントや議会議決を経る必要がある。 ➢ 一連の手続きには通常2～3年程度を要する。

●ボリュームプラン等について-1



●ボリュームプラン等について-2



②意見

【高台①（県立北部病院エリア）の方が優先度は高いとする意見】

- 中心市街地の再開発計画があることを踏まえ、商工会の中では、高台①（県立北部病院エリア）が良いというコンセンサスを得ている。
- 高台①（県立北部病院エリア）は、高台②（名護商業高校跡地エリア）に比べて複合庁舎への侵入路が多く、周辺道路への影響も少ない点で良い。
- 重視すべき項目としては、「まちづくり」、「防災性能」と考える。アクセス性については、高台①（北部病院エリア）が良い。一方で、駐車場の広さは重視する項目と考えるので、その点においては、高台②（名護商業高校跡地エリア）が良いが、「まちづくり」という項目を重視すると、高台②（商業高校跡地エリア）はデメリットが多い。
- まちの眺望を重視したいため、高台①（県立北部病院エリア）であれば、例えば5階建ての庁舎になると、庁舎からサンセットも見え、名護市の象徴ともなるだろう。高台②（商業高校跡地エリア）の場合は、周辺に墓地があるため暗い印象がある。
- 庁舎は、旧博物館のところから現在の場所に移転している。そこから、高台②（商業高校跡地エリア）へ移転すると、庁舎が遠くなっている印象を持つ。そのような印象を持つ住民が利用しやすい場所で考えると、高台①（県立北部病院エリア）の方が良い。

【高台②（名護商業高校跡地エリア）の方が優先度は高いとする意見】

- 今後、庁舎以外の他施設が増えることを想定すると、建設候補地は面積に余裕のある高台②（名護商業高校跡地エリア）が良い。北部病院の移転時期や、土地購入に関する課題も考えると、早めに整備を進められる方が良い。
- 北部病院が移転すると、高台②（名護商業高校跡地エリア）に近くなるはずだ。庁舎と病院が隣接しているのはまれなケースであり、市民にとっては良いと考える。
- 「まち」というのは、様々な状況により考え方アッピードートされていくこと、また、沖縄の場合、駐車場の確保は大きな課題であるため、それを踏まえても面積は広い方が良い。更に、まちの活性化を考えるとき、庁舎はネガティブ要因になる。賑わいの創出を考えると、庁舎は業務時間以降となる夕方から夜間は誰も使わない。以上を踏まえ、高台②（名護商業高校跡地エリア）が優先度は高いと考える。高台①（県立北部病院エリア）は、複合庁舎でなく、他に賑わい創出につながる施設が適しているのではないか。
- 現在の中央公民館は子どもたちの利用が少ない。高台②（名護商業高校跡地エリア）であれば、学校が近く、子どもたちが利用しやすくなると考える。高台①（県立北部病院エリア）は十字路にも近いことから、お金が落ちるような施設が適していると思う。
- 高台②（名護商業高校跡地エリア）の方が今後のまちづくりを考えると良い。高台①（北部病院エリア）は、名護市の入り口付近に位置しており、21世紀の森など国道に面した様々な機能や、周辺施設との連携も考えられるため、観光や商業エリアとした方が良い。

③課題等の整理

これまでの検討委員会・庁内委員会での議論内容をもとに、建設候補地ごとの意見や課題を整理した。

課題	高台①（県立北部病院エリア）	高台②（名護商業高校跡地エリア）
①アクセス性	・比較的進入路が多いため、周辺道路への影響も少ない。建物のアクセスは渋滞の面からも分散する方が良い。	・整備時に進入路をいくつか開設が必要。 ・高齢者や障がい者のアクセスに懸念。
②土地の権利関係	・沖縄県との購入交渉や手続き以外に、私有地については、継続使用できる担保が必要。	・沖縄県と購入交渉や手続きが必要
③建物について	・令和10年度に病院は移転予定だが、移転後の建物等の取り扱いについては明確ではない。	・更地となっているため、高台①と比べて早めに整備が進められる。
④土壤汚染について	・土壤汚染調査・報告は必須。 ・調査の結果、基準不適合や健康被害の恐れがある場合は対策が必要。 ・深い層に汚染があった場合、盛土では対応できず、封じ込めや土壤入替えなどが必要。	・土壤汚染調査・報告は知事判断。
⑤都市計画マスタープランへの影響	・中心市街地の再開発があることを踏まえ、商工会では高台①が良いとコンセンサスを得ている。 ・複合庁舎ではなく、賑わい創出につながる、商業施設等が良い。 ・第一種住居地域（事務所の建設3000m ² 以下は可） ・用途地域内かつ中核都市拠点内であり、コンパクト+ネットワークのまちづくりに与える影響や拠点形成に与える影響は少ない。 ・建築基準法第48条ただし書きの適用ができる可能性がある。 ・特定行政庁の許可を得るまで通常半年～1年程度必要。	・周辺に墓地があるため暗い印象。 ・用途地域の変更並びに都市計画マスタープランの見直しが必要になる可能性がある。 ・周辺のまちづくりを全体的に考える必要があるため、整備着手までの時間を要する可能性もある。 ・道路や下水道への負荷が懸念される。 ・第一種低層住居専用地域（事務所建設は不可、高さ制限あり10m以下） ・中核都市拠点の区域外であるため、拠点形成に与える影響は大きい。 ・エリア区分変更には都市マスの基本方針との整合性確認やパブリックコメント、議会議決が必要。 ・一連の手続きは通常2～3年程度必要。
⑥ボリュームプランへの影響	・駐車台数：480～504台	・駐車台数：640～720台

④方針

【建設候補地の方針】

- 高台①（県立北部病院エリア）については、現況のアクセス性及び都市計画マスタープランへ与える影響の観点から優位性がある。
- 高台②（名護商業高校跡地エリア）については、土地の権利関係や建物の有無等の物件に関する観点から優位性がある。
- 早期事業化を図る必要性を考慮し、建設候補地を選定することが望ましい。
- 今後については、それぞれ課題もあることから、取組み状況に応じて、財政状況を鑑みながら、柔軟な対応を図る必要がある。

第4章 現庁舎の取り扱いについて

(1) 基本方針での位置づけ

令和5年度に策定した基本方針では、現庁舎については、文化的価値のある建物として保存活用を望む声がある一方で、耐震不足・維持管理費等を懸念する意見や民間事業者の建物の保存・活用意向が少ないことから、一部保存やデジタル保存、民間活力の活用等も含めた保存・活用策を引き続き検討することとしている。

現庁舎の建物の保存・利活用や、敷地の利活用に関する取り扱いについて、各種調査の結果から方向性を整理し、意見をとりまとめた。

■ 基本方針における各種調査結果の整理

【市民アンケート】

- 「建物は残したい」と「建物は残さずに敷地を活用」との意見が同程度だった。ただし、残したい場合でも、市の財政負担と民間資金で改修し、建物を活用するという、一部、市の負担は必要という意見がみられた。
- 活用方策としては、現庁舎の利活用の場合、商業施設が最も多く、跡地活用の場合は商業施設と娯楽施設が同程度だった。

【来訪者アンケート】

- 名護市に来訪経験のある方の現庁舎の認知度は約26%となっており、そのうち約56%の人が訪れたことがあると回答していた。
- 現庁舎を認知している来訪者の、約86%の人が建物を残してほしい意向を示した。

【関係団体等ヒアリング】

- 耐震診断の結果を踏まえると、耐震改修をしても施設全体の活用は困難な可能性が高く、一部であれば可能性はあるという意見がみられた。ただし、文化的価値からもデジタル保存等の方法での保存も検討した方が良いという意見もみられた。

【市場調査】

- 現庁舎の利活用の意向については、「条件によっては可能」が2者、「利活用は難しい」が4者、「どちらともいえない」が3者、現庁舎を解体した後の跡地活用の意向については、「可能」が2者、「条件によつては可能」が3者であった。

(2)保存・活用の事例

旧庁舎等の保存及び活用方法に焦点を当て、地域活性化に資する方策を検討する資料として事例収集を行った。

<p>①全体保存の事例（旧大宜味村庁舎） 歴史的建築物としての価値を完全に保持し、地域の歴史として活用している事例</p>	 <p>出典：OCVB HP</p>
<p>②民間活力の活用事例（横浜市旧市庁舎） 民間事業者との協働により、建築物の利活用を促進した事例</p>	 <p>出典：三井不動産 HP</p>
<p>③耐震補強による活用事例（港区郷土歴史館等複合施設（ゆかしの杜）） 建築物の耐震性能を向上させる工事を施し、現代の安全基準を満たしたうえで、その建築物の歴史的価値を維持しながら利用を継続する事例</p>	 <p>出典：港区 HP</p>
<p>④一部保存の事例（旧東京中央郵便局、旧第一銀行神戸支店） 建築物の一部を保存しつつ、新たな機能を加えることで、現代的な活用を図った事例 外観を保存することで地域の景観や歴史的価値を維持した事例</p>	 <p>出典：千代田区観光協会 HP</p>  <p>出典：大林組 HP</p>
<p>⑤デジタル保存の事例（羽島市旧本庁舎） デジタル技術を活用し、建物の記録や展示を可能にした事例</p>	 <p>出典：篠田建設 HP</p>

※HP : ホームページ

①全体保存の事例

■旧大宜味村役場庁舎

- ・旧大宜味村役場庁舎は、沖縄県における最初期の鉄筋コンクリート造建築物でありながら、状態良く残しており、産業技術を後世に伝える生きた産業遺産である。戦争を経て残る現存最古の鉄筋コンクリート造建築物であり、全国的にも先駆的な事例である。沖縄県における鉄筋コンクリート造建築の普及発展を理解するうえで、高い価値を有していることから、平成29年に重要文化財の指定を受けた。
- ・建物の竣工は大正14（1925）年で、設計は国頭郡の建築技師であった清村勉氏である。役場としては、昭和47（1972）年まで47年間使用された。
- ・平面は十字形と八角形を組み合わせた形で、1階には執務空間と中央ホール、2階には八角形の旧村長室がある。
- ・当時の建物は茅葺きが一般的な中、旧庁舎は台風やシロアリ被害の対策として鉄筋コンクリートで建てられており、地元の材料を使用している。地元の大工により施工され、築99年経った令和6（2024）年でも地域に愛されている建築物である。
- ・活用方法として、以前は村史の編纂室があり、またイベント時に開放したりすることもあったが、現在は耐震の課題により開放はしておらず、視察などの場合のみ案内を行っている。今年度保存活用計画を策定中である。
- ・維持管理として消防設備の導入及びメンテナンスや文化財としての耐震検査などを行っている。

※本文の一部は、沖縄県知事公室広報課「美ら島沖縄2013年6月号」から引用

表 旧庁舎の概要

名称	大宜味村役場旧庁舎
竣工	1925年(大正4年)
築年数	99年
指定・選定	国指定重要文化財(2017年)
建築面積	169.98 m ²
階数	地上2階
構造	鉄筋コンクリート造
保存方法	全体保存、デジタル保存

※「文化庁 文化遺産オンラインHP」より

建物外観



出典：文化庁 HP

建物正面



出典：OCVB HP

2階旧村長室



出典：OCVB HP

デジタル保存 VR



提供：池宮商会

デジタル保存全体図



VR 映像

デジタル保存内部



VR 映像

デジタル保存外部



VR 映像

②民間活力活用の事例

■横浜市旧市庁舎街区活用事業(BASEGATE 横浜関内) 神奈川県

- 8階建ての旧市庁舎行政棟は、国内外の観光客を受け入れるため、新たな横浜探訪の拠点となる都市観光ホテル「OMO7 横浜 by 星野リゾート」として保存活用される。
- 横浜市旧市庁舎街区活用事業は、横浜市の中心地に位置する旧市庁舎エリアを、新たな都市機能を備えた複合施設として再生するプロジェクトであり、この再開発は、歴史的建築物の保存・再利用を含めた街づくりとともに、エンターテインメント、ビジネス、環境配慮型オフィスの機能を統合するのが特徴である。
- 三井不動産が代表企業として推進し、参画企業は、鹿島建設、京浜急行電鉄、第一生命保険、竹中工務店、ディー・エヌ・エー、東急、星野リゾートである。
- 2025年12月竣工、2026年春オープン。
- 旧市庁舎街区の建物は売却、土地は貸付とした。

※本文の一部は三井不動産（株）ニュースリリース「JR「関内」駅前「横浜市旧市庁舎街区活用事業」
2024年11月13日」から引用

表 旧庁舎の概要

名称	横浜市旧市庁舎
竣工	1959年6月(昭和34年)
築年数	65年
指定・選定	DOCOMOMO JAPAN 選定 (2018年)
建築面積	5843.69 m ²
階数	地上8階、地下1階
構造	鉄筋コンクリート造
保存方法	ホテルへ活用

※「横浜市 HP」より

BASEGATE横浜関内



建物外観



出典：三井不動産 HP



出典：三井不動産 HP

③耐震補強による活用事例

■港区郷土歴史館等複合施設(ゆかしの杜) 東京都

- ・公衆衛生技術者の養成・訓練及び公衆衛生に関する研究を行う施設「公衆衛生院」として昭和 13 (1938) 年に建設された。「国立保健医療科学院」の移転に伴い、平成 16 (2004) 年以降使用されなくなった。
- ・港区が平成 21 (2009) 年に土地と建物を国から換地で取得し、平成 23 (2011) 年に保存・利活用が決定された。
- ・旧公衆衛生院を耐震改良し、用途変更をした上で郷土歴史館・がん在宅緩和ケア支援センター・子育て関連施設・区民協働スペースなどとして再生した。
- ・創建当時の意匠や技術などの価値を保存するとともに、積極的な利活用に応えるために各種区画・バリアフリー化等を現行法規に適合させ、最新設備を導入し再生することとした。また「安全・安心」に使い続けられる建物とするため、公共施設としての耐震安全性 (Iso 値 = 0.75) を確保する耐震補強を行った。

※本文の一部は日本建築業連合会「耐震改修事例集 2019 年」から引用

表 施設の概要

名称	港区立郷土歴史館
竣工	1938 年(昭和 13 年)
築年数	86 年
指定・選定	港区指定有形文化財(2019 年)
建築面積	2823.16 m ²
階数	地下1階、地上6階、塔屋4階
構造	鉄筋コンクリート造
保存方法	耐震補強による活用

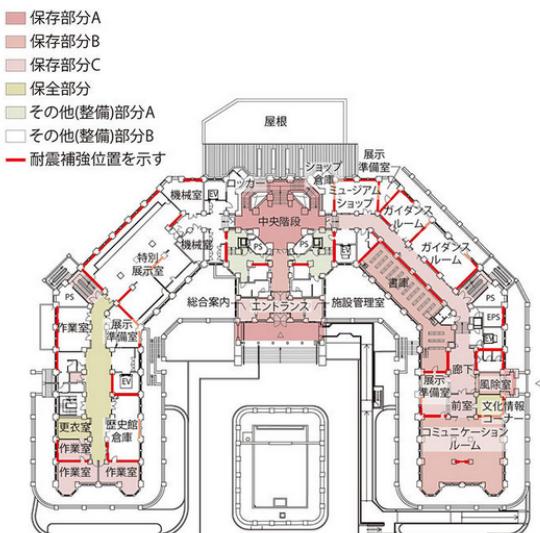
建物外観



出典：大成建設 HP

※「港区立郷土歴史館 HP」より

ゾーニング評価と耐震補強位置



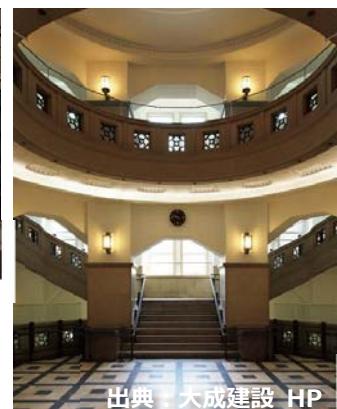
出典：大成建設 HP

耐震補強



出典：大成建設 HP

中央階段（保存部分 A）



出典：大成建設 HP

6段階のグレード分けによるエリアの考え方

保存グレード	部分（エリア）の考え方
保存部分A	旧公衆衛生院の中で重要な空間。当初材が全体的に保存されており、創建時の姿を完全に留めている。ごく一部を付加・改変。
保存部分B	旧公衆衛生院の中で数少ない空間。当初材が全体的に保存されており、創建時の姿を多分に留めている。一部を付加・改変。
保存部分C	旧公衆衛生院の中に同様の空間が多くある。当初材が全体的に保存され、創建時の姿を概ね留めている。數部を付加・改変。
保全部分	当初材が半分程度保存されており、創建時の姿を部分的に留めている。保存部分と調和を図りながら概ね過半を付加・改変。
その他（整備）部分A	当初材が一部保存されており、創建時の姿をわずかに留めている。過半以上を付加・改変。
その他（整備）部分B	当初材がなく、創建時の姿を留めていない。全体を付加・改変。

④一部保存の事例

■旧東京中央郵便局(部分保存) 東京都

- ・旧東京中央郵便局は、東京駅に直結した郵政事業の拠点として昭和6（1931）年に竣工した。地下1階地上5階、延床面積約36,000m²という、当時としては大規模な建築であった。
- ・東京駅・駅前広場に面する長さ150m 奥行12m の建物部分を保存し、残りの範囲を建替えた。
- ・検討委員会が発足し、旧局舎の歴史的価値は「近代建築史上の価値」、「建築家の作品としての価値」、「景観形成上の価値」の3点に集約され、建物外観、郵便局、商業施設等が保存された。

※本文の一部は日本建築学会「日本建築学会技術報告集 第25巻 2019年2月」から引用

表 施設の概要

名称	旧東京中央郵便局
竣工	1931年(昭和6年)
築年数	93年
指定・選定	DOCOMOMO JAPAN 選定 (1999年)
延床面積	36,479.11m ²
階数	地上5階、地下1階
構造	鉄筋コンクリート造
保存方法	部分保存・再生され、商業施設へ活用

※「東京中央郵便局沿革史」より

建物外観



出典：千代田区観光協会 HP

商業施設（KITTE）



出典：KITTE HP

■旧第一銀行神戸支店(外壁保存) 兵庫県

- ・東京駅を設計した辰野金吾氏の設計により、明治41（1908）年に地下1階地上1階、延床面積199m²の旧第一銀行神戸支店として建設された。
- ・阪神・淡路大震災で屋根が崩れ落ち、内部は復旧が難しい状態となつたが、内部を更地にし、レンガ壁の裏側を鉄筋コンクリートで補強するなど、外壁を修復保存した。
- ・現在は更地の場所にマンションが建設され、マンションの1階部分はカフェになっている。

※本文の一部は大林組HPから引用

表 施設の概要

名称	旧第一銀行神戸支店
竣工	1908年(明治41年)
築年数	116年
指定・選定	-
延床面積	199m ²
階数	地上1階、地下1階
構造	レンガ造り
保存方法	外壁のみを保存

建物外観



出典：大林組 HP

外壁の裏側



出典：大林組 HP

後背地にマンション



出典：Google マップ

1階のカフェ



出典：Google マップ

※「大林組 HP」より

⑤デジタル保存の事例

■羽島市旧本庁舎(デジタルアーカイブ) 岐阜県

- ・ 羽島市出身の建築家、坂倉準三氏が設計した羽島市旧本庁舎は、市政 5 周年の記念事業の一つとして昭和 34（1959）年に完成した。
 - ・ 内部には市役所の機能のほかに図書館、公民館、消防の機能も併せ持っており、複合施設として地域の人々に親しまれてきた。
 - ・ 羽島市旧本庁舎は昭和 35（1960）年に第 12 回日本建築学会賞を受賞、2003 年には近代建築の記録と保存を目的とする国際組織 DOCOMOMO Japan が選定する「日本のモダン・ムーブメント 100 選」に選ばれるなど、高く評価されてきた日本モダニズム建築代表作である。
 - ・ 旧本庁舎の取り扱いについて、保存・利活用は困難であるとの結論となり、「解体すること」が市の方針となつた。

※本文の一部は羽島市 HP から引用

表 旧庁舎の概要

名称	羽島市旧本庁舎
竣工	1959年(昭和34年)
築年数	65年
指定・選定	DOCOMOMO JAPAN 選定 (2003年)
延床面積	4,625.7 m ²
階数	地上5階
構造	鉄骨造
保存方法	庁舎は解体し、デジタル保存



羽島市旧庁舎



坂倉準三氏

※「羽島市 HP」より

羽島市旧庁舎 HP デジタルアーカイブ

The image shows an aerial view of the Hida City Office building. The building is a multi-story structure with a light-colored facade and a prominent glass entrance. In front of the building is a large, paved area featuring a circular emblem or logo. To the left of the building, there is a body of water, likely a river or lake. The surrounding area appears to be a mix of greenery and urban development.



A screenshot of a VR application interface. At the top, there is a green bar with the text "旧庁舎デジタル保存 VR" (Digital Preservation of the Old Building VR) and a "VRツアーリスト" (VR Tourist) button. Below this, the main area shows a 3D architectural model of a large, multi-story building with various rooms and structures highlighted in yellow. A small camera icon is visible in the bottom right corner of the VR view. On the left side of the screen, there is a vertical sidebar with the text "VRツアーリスト" and a list of items: "VRモデル" (VR Model), "VRモデル (VRモデル)" (VR Model (VR Model)), and "VRモデル (VRモデル)" (VR Model (VR Model)).



デジタルアーカイブ保存内容

全体図



内部



各階平面図



出典：羽島市役所 HP

(3)現庁舎の取り扱いに関する意見

- 現庁舎は日本建築学会でも賞を取っており、沖縄の建築業界の代表格的な存在という認識であることから、建物の全てでなくとも部分的な保存や、港区郷土歴史館等複合施設の事例にあるような、建物の空間を高めるような耐震補強も参考にし、様々な方法が考えられないか。
- 現庁舎は地域資源として残したいという思いがあり、現状のままを後世に残すような取組として、修繕手法について研究しながら、最終的な利活用の展開を含めたリノベーションプロポーザルというやり方もある。また、同じ文化的な施設として、ホールとの一体的な利活用も考えられる。利活用に関しては、最近国内の各事業で活用が活発化している、コンセッション等に対する国の支援策等の活用についても検討してほしい。
- 現庁舎については、残さない方が良いとの意見もあった。建物の補強に税金が使用されるなら、別の目的で税金を使い、将来子どもたちに負担をかけないで欲しい。名護市では用途廃止された施設が物置状態で使用されている。
- 解体された那覇市民会館の取り扱いでは、建物を残すためにはコストがあまりに大きく、最終的には、施設そのものではなく、歴史文化をどう継承するか、そのために何を残すかについて議論された。現庁舎の歴史は十分理解しているが、施設規模が大きい。外側の劣化も進んでいる。建物を残すためのコスト負担は大きいだろう。現庁舎の価値を予算の範囲内でどれだけ継承できるかの手段を考えるべきだと思う。



【現庁舎の取り扱いについて】

- 今後、個別計画を策定し、一部保存やデジタル保存、民間活力の活用等も含めた保存・活用策の検討を行う必要がある。

第5章 今後の進め方について

(1)基本方針での位置づけ

令和5年度に策定した基本方針においては、災害時の防災拠点としての機能維持や市民サービス・市職員の執務環境の改善、建物の安全性確保の観点から、新庁舎機能の早期整備が優先的な課題とし、市の財政状況に鑑みても、新庁舎（福祉施設、中央公民館を含む）と新市民会館（ホール）の整備を同時に事業推進することは、現実的ではないとしている。

一方、現庁舎の取り扱いについても方向性が決まった段階で、別途計画を策定していく必要があることから、事業化の優先順位を、①新庁舎（福祉施設、中央公民館を含む）の整備、②現庁舎等の取り扱い（保全・利活用、跡地活用等）、③新市民会館（ホール）の整備を基本としている。

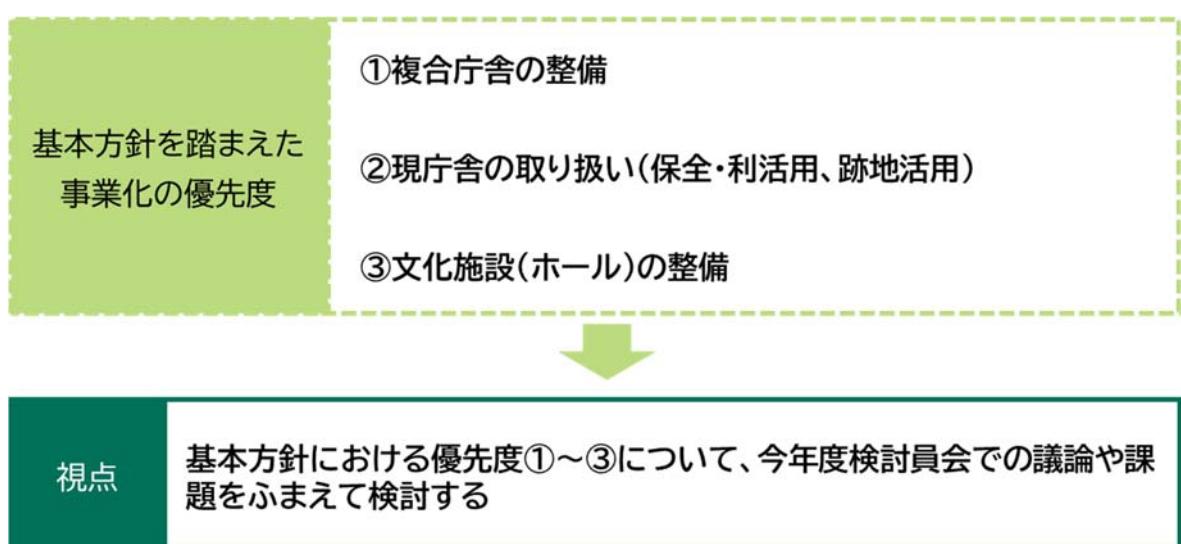
(2)今後の進め方の検討

①本年度検討の視点

検討委員会では、主に複合化のパターンの絞り込みや建設候補地の優先度について検討した。

その結果、複合化については、庁舎と中央公民館、福祉施設とを複合化し、文化施設（ホール）は別で整備するとし、候補地については、高台①（県立北部病院エリア）、高台②（名護商業高校跡地エリア）の2か所に絞り込んだ。

以上を踏まえ、今後の進め方について下記のとおり検討した。



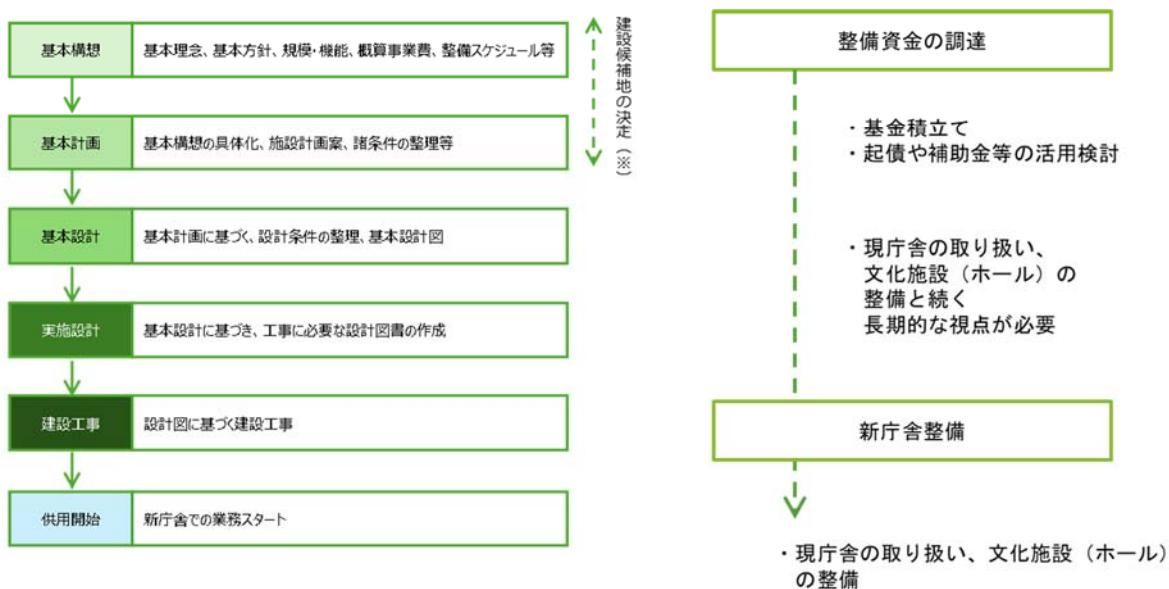
②整備の想定プロセス

複合庁舎整備については、大規模な事業となることから、今後、本市の総合的な政策の推進と財政の健全化を図りつつ、整備資金の計画的な積立を行うとともに、あらゆる特定財源の活用を検討しながら、財源計画等を整理・検討していく必要がある。

また、基本構想、基本計画を策定する段階において、複合庁舎の移転先となる建設候補地を決定していくが、建設候補地を決定するにあたっては、庁舎の位置を変更する場合、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条により、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得て、位置変更に関する条例を制定する必要がある。

更に、建設候補地の決定にあたっては、複合庁舎の建設が、都市構造にも大きな影響を与えることから、関連計画との整合を図りつつ進める必要がある。

【整備に向けたプロセス例】



※庁舎の位置を変更する場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条により、出席議員の三分の二以上の同意を得て、位置変更に関する条例を制定する必要がある。

③事業化にあたっての課題

複合庁舎の事業化を最優先とし、防災や安全面から急を要する一方で、今年度の検討委員会においても、いくつかの課題が出され、その解決には時間要することも懸念される。

【事業化にあたっての課題】	
【外的要因】	【内的要因】
■ 建設地の確保 ⇒用地取得や権利関係に関する調整が必要。 ⇒高台①（県立北部病院エリア）の場合は、他事業の進捗の影響を受ける。	■ 都市計画マスターplan等との整合 ⇒用途変更や都市計画マスターplanの見直しが必要となる可能性がある。
■ 土壌汚染調査 ⇒汚染物質が検出された場合、詳細調査や対策等に時間を要する。	■ 財政状況 ⇒事業の優先順位を検討し、計画的な積立が必要となる。
 中長期化するため… ◆ 現施設の修繕・維持による利用継続が必要。 ◆ 現施設においても、市民の利便性向上のため、デジタル化に対応した窓口配置等の検討が必要	

(3)今後の進め方の方針

①意見

- 現庁舎を保存する場合としない場合とでは、修繕費が変わると思う。複合庁舎が整備されるまでの間、現庁舎でも業務が継続できるような計画を検討すべきと考える。ただし、現庁舎は、被災時のバックアップ施設としての使用は困難であるため、複合庁舎が整備されるまでの対策も必要である。
- 現庁舎は倒壊の危険が高い状況であり、とにかく早く移転した方が良い。
- 中長期化するため、しばらくは現庁舎で業務継続しなければならなくなる。それを踏まえた計画が必要である。事業費の計画的な積立についても必要である。
- 複合庁舎の整備について、名護市の財政状況によっては、PFIによる発注も検討して良いのではないか。
- 今後の検討の中で、利用者用とは別に、職員用駐車場の確保についても検討が必要である。

②方針

本年度の検討委員会では、地震による倒壊の恐れがあることから、現庁舎での業務継続については不安があり、早く移転する方が良いとの意見があった。しかし、様々な課題もあることから、中長期化することが見込まれるため、施設機能を維持するために必要な修繕等を検討する必要がある。

また、災害時の業務継続計画の詳細な検討、複合庁舎整備のための計画的な積立等の財源確保などを進めていくことが必要であるとの意見があった。

以上より、今後の進め方については、複合庁舎整備を優先し、別途、現庁舎の取り扱いについての計画を進め、その後の文化施設（ホール）整備へと続く長期的な視点を持って取り組むこととする。

なお、防災の観点やまちづくりの観点、また、市民及び職員の利便性の観点から、建設候補地における課題等の状況を踏まえつつ、早急な整備に向けた取り組みを進めることとする。

【今後の進め方の方針】

- 複合庁舎整備を優先し、別途、現庁舎の取り扱いについての計画を進め、その後の文化施設（ホール）整備へと続く長期的な視点を持って、取り組むこととする。
中長期的な事業となることから、施設機能維持のための修繕や、災害時の業務継続計画の詳細な検討及び、整備資金の計画的な積立を行う。
なお、防災の観点やまちづくりの観点、市民及び市職員の利便性の観点から、建設候補地における課題等の状況を踏まえつつ、早急な整備に向けた取り組みを進めることとする。

第6章 整備方針のとりまとめ

第5章までに整理した「複合化の方針」、「建設候補地の方針」、「現庁舎の取り扱い」、「今後の進め方」について、改めて方針を整理する。

(1) 複合化の方針

- 庁舎と中央公民館、福祉施設を複合化し、文化施設（ホール）は別整備するものとする。

ただし、中央公民館の一部機能については、文化施設（ホール）と複合化したほうが良いのではないかとの意見もあり、今後も引き続き検討するものとする。

(2) 建設候補地の方針

【建設候補地の絞り込み】

- 建設候補地については、下記2か所に絞り込んだ。
 - 高台①(県立北部病院エリア)
 - 高台②(名護商業高校跡地エリア)

【建設候補地の方針】

- 高台①(県立北部病院エリア)については、現況のアクセス性及び都市計画マスタープランへ与える影響の観点から優位性がある。
高台②(名護商業高校跡地エリア)については、土地の権利関係や建物の有無等の物件にかかる観点から優位性がある。
早期事業化を図る必要性を考慮し、建設候補地を選定することが望ましい。
今後、財政状況も鑑みながら、それぞれの課題の取組み状況に応じて、柔軟な対応を図る必要がある。

(3) 現庁舎の取り扱いについて

- 今後、個別計画を策定し、一部保存やデジタル保存、民間活力の活用等も含めた保存・活用策の検討を行う必要がある。

(4) 今後の進め方について

- 複合庁舎整備を優先し、別途、現庁舎の取り扱いについての計画を進め、その後の文化施設（ホール）整備へと続く長期的な視点を持って、取り組むこととする。
中長期的な事業となることから、施設機能維持のための修繕や、災害時の業務継続計画の詳細な検討及び、整備資金の計画的な積立を行う。
なお、防災の観点やまちづくりの観点、市民及び市職員の利便性の観点から、建設候補地における課題等の状況を踏まえつつ、早急な整備に向けた取り組みを進めることとする。

資料編

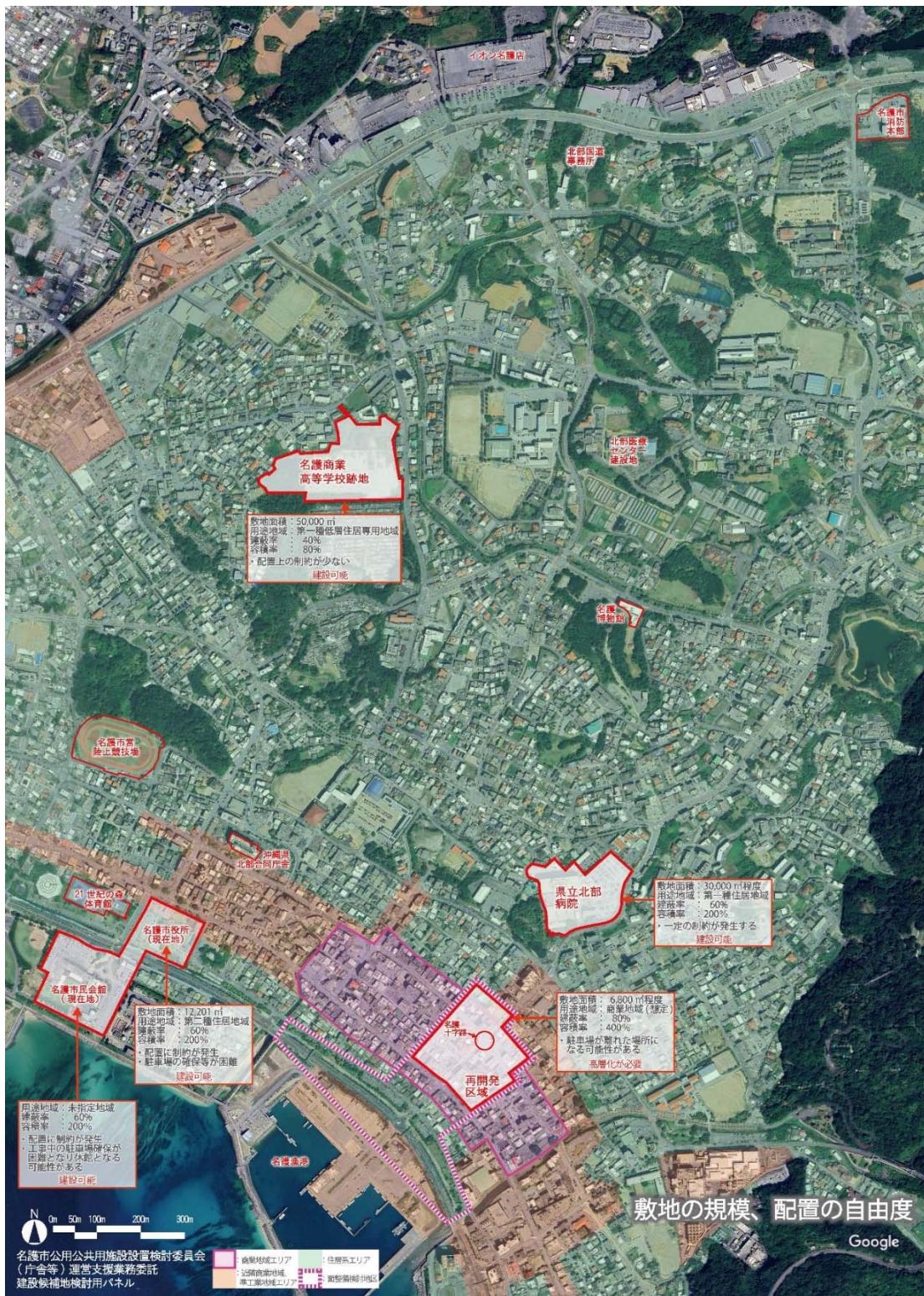
1. 建設候補地の絞り込み検討に係る建設候補地の特徴(図版)
2. 名護市公用公共用施設設置検討委員会(庁舎等)について
3. 名護市庁舎等更新検討庁内委員会について

1. 建設候補地の絞り込み検討に係る建設候補地の特徴(図版)

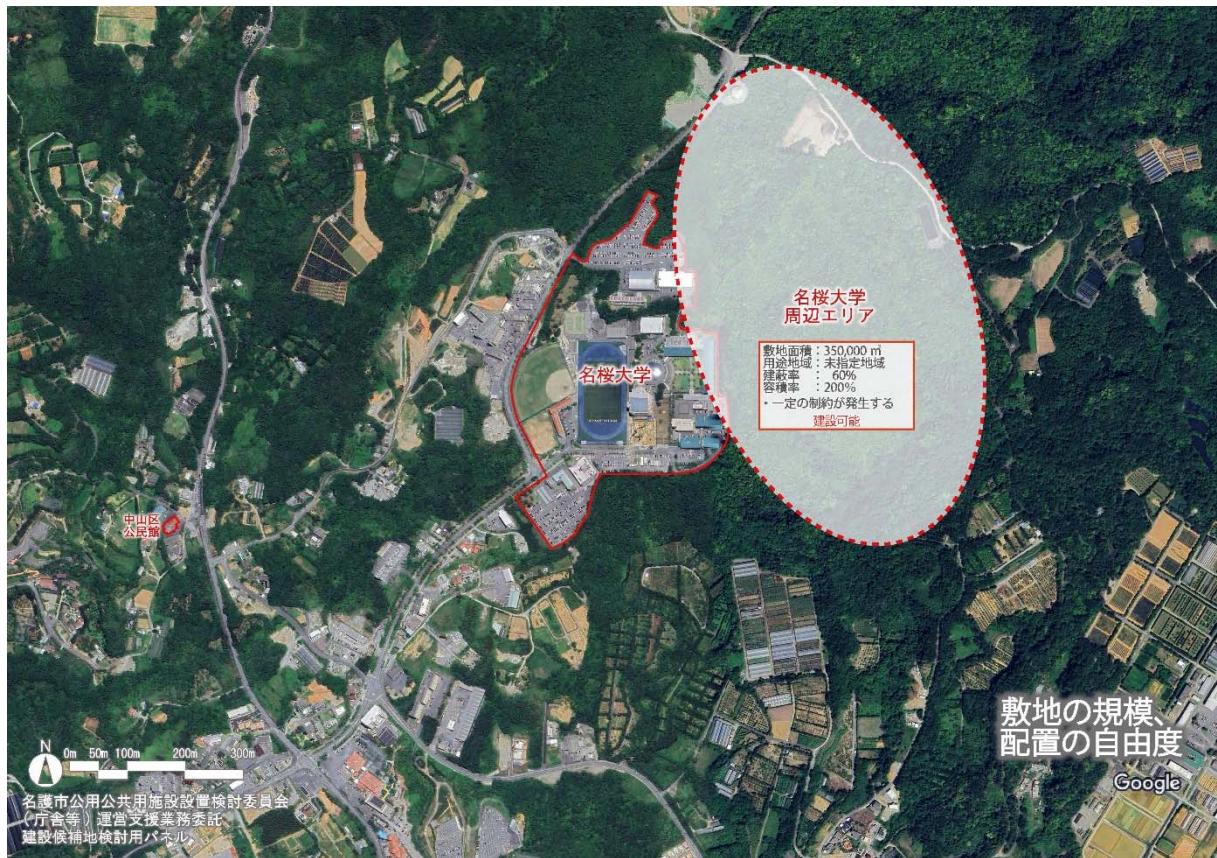
(1)建設候補地の特徴

A:敷地の規模、配置の自由度

■市街地周辺

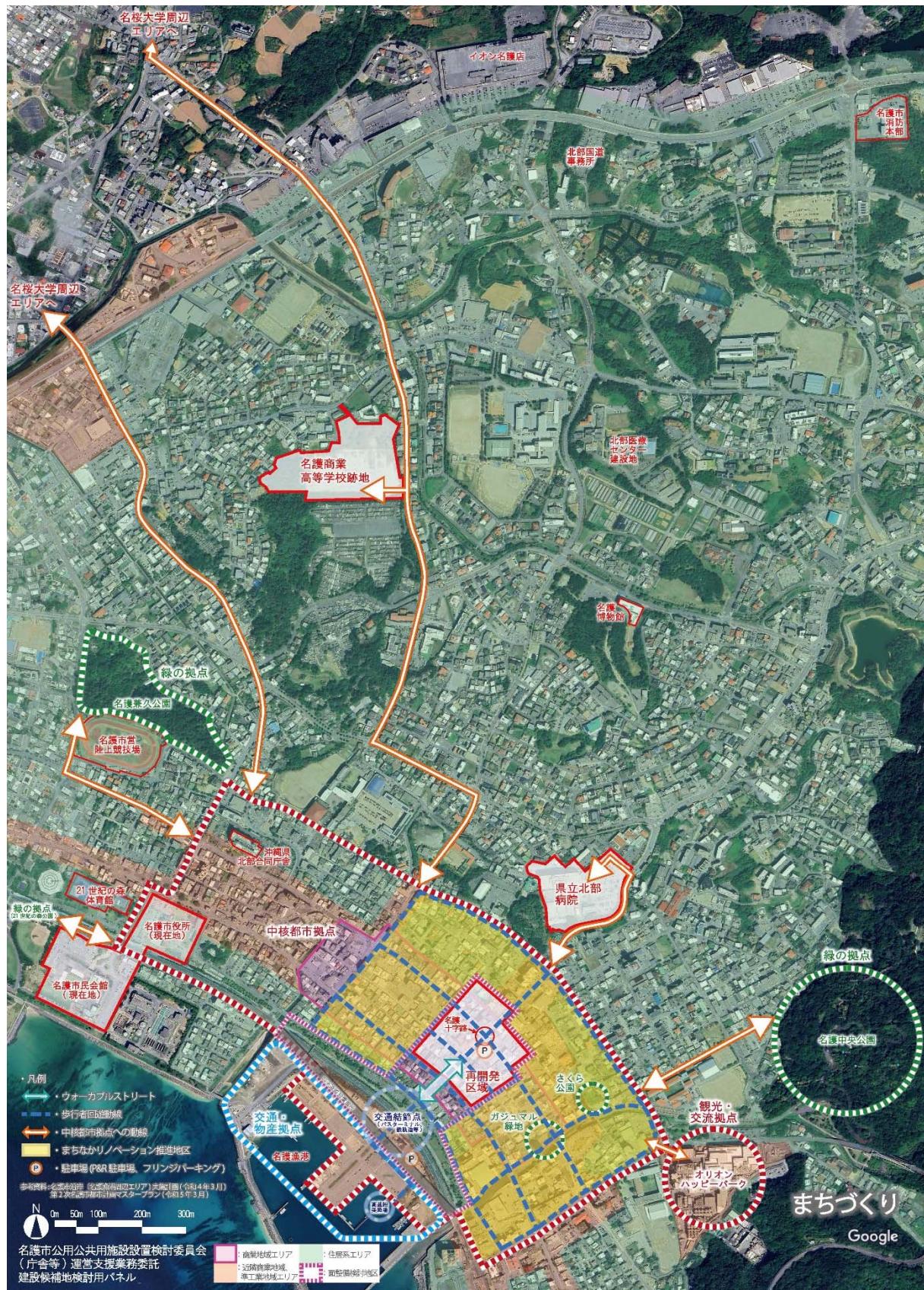


■名桜大学周辺



B:まちづくり

■市街地周辺

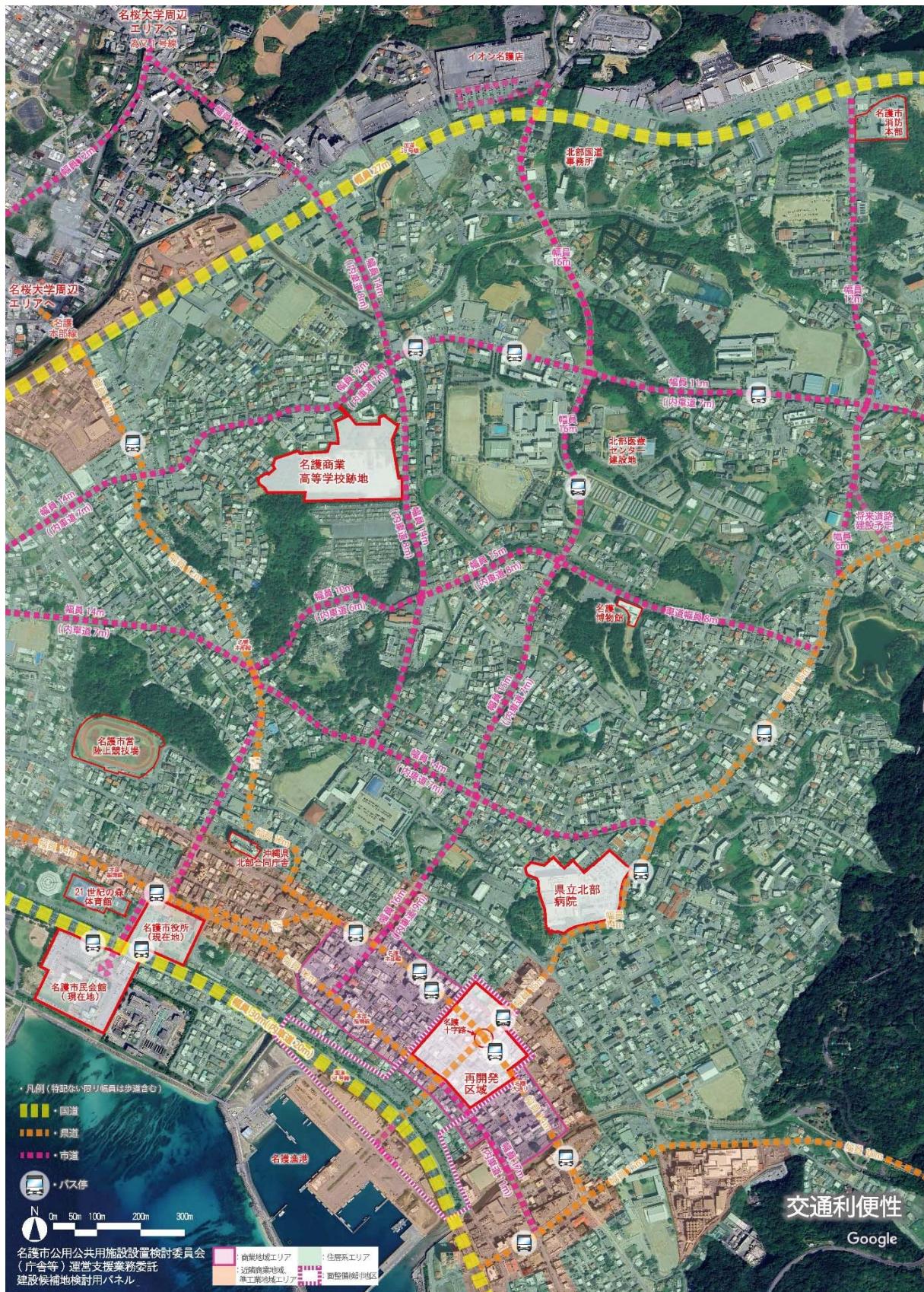


■名桜大学周辺



C:交通利便性

■市街地周辺

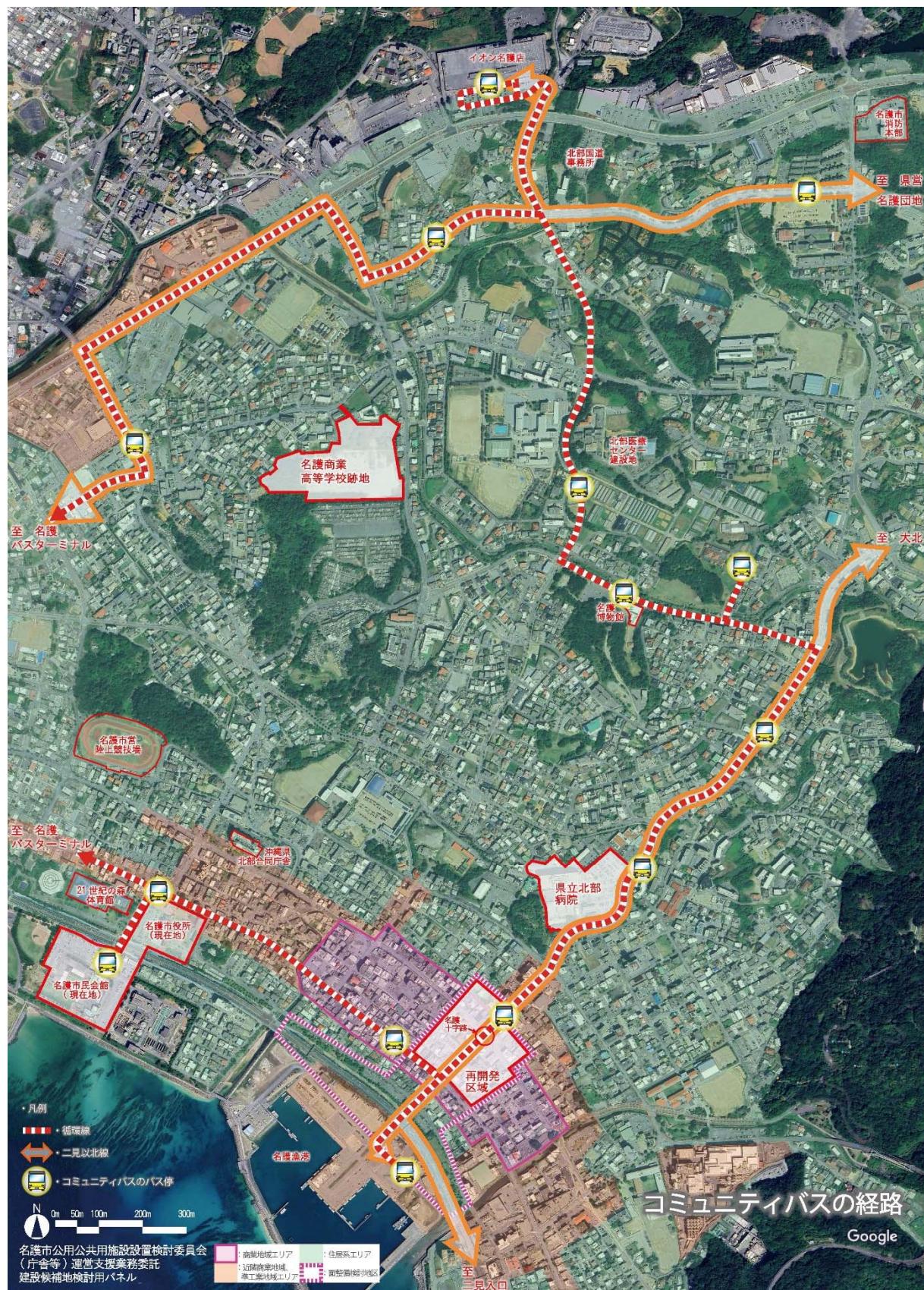


■名桜大学周辺



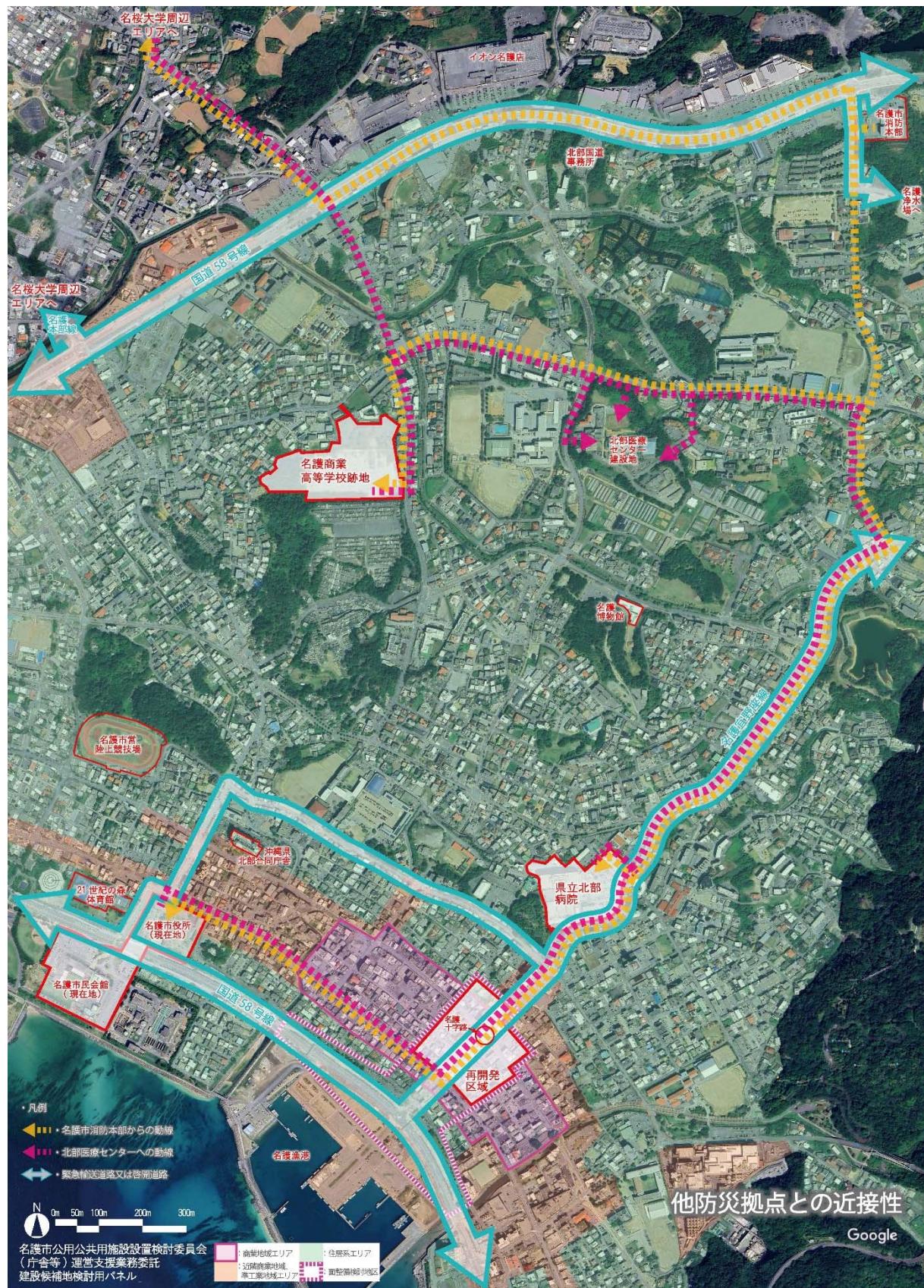
D:コミュニティバスの経路 ※名桜大学周辺は該当なし

■市街地周辺

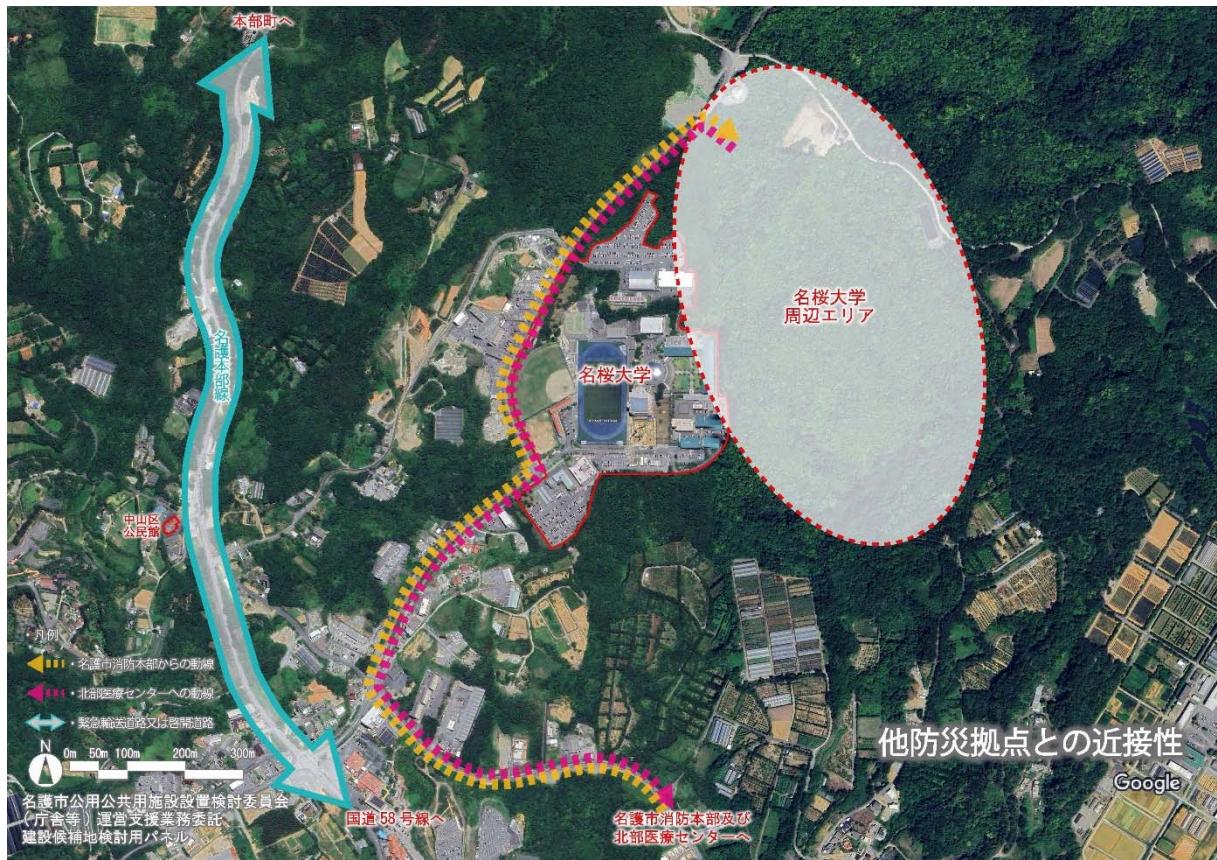


E:他防災拠点との近接性

■市街地周辺

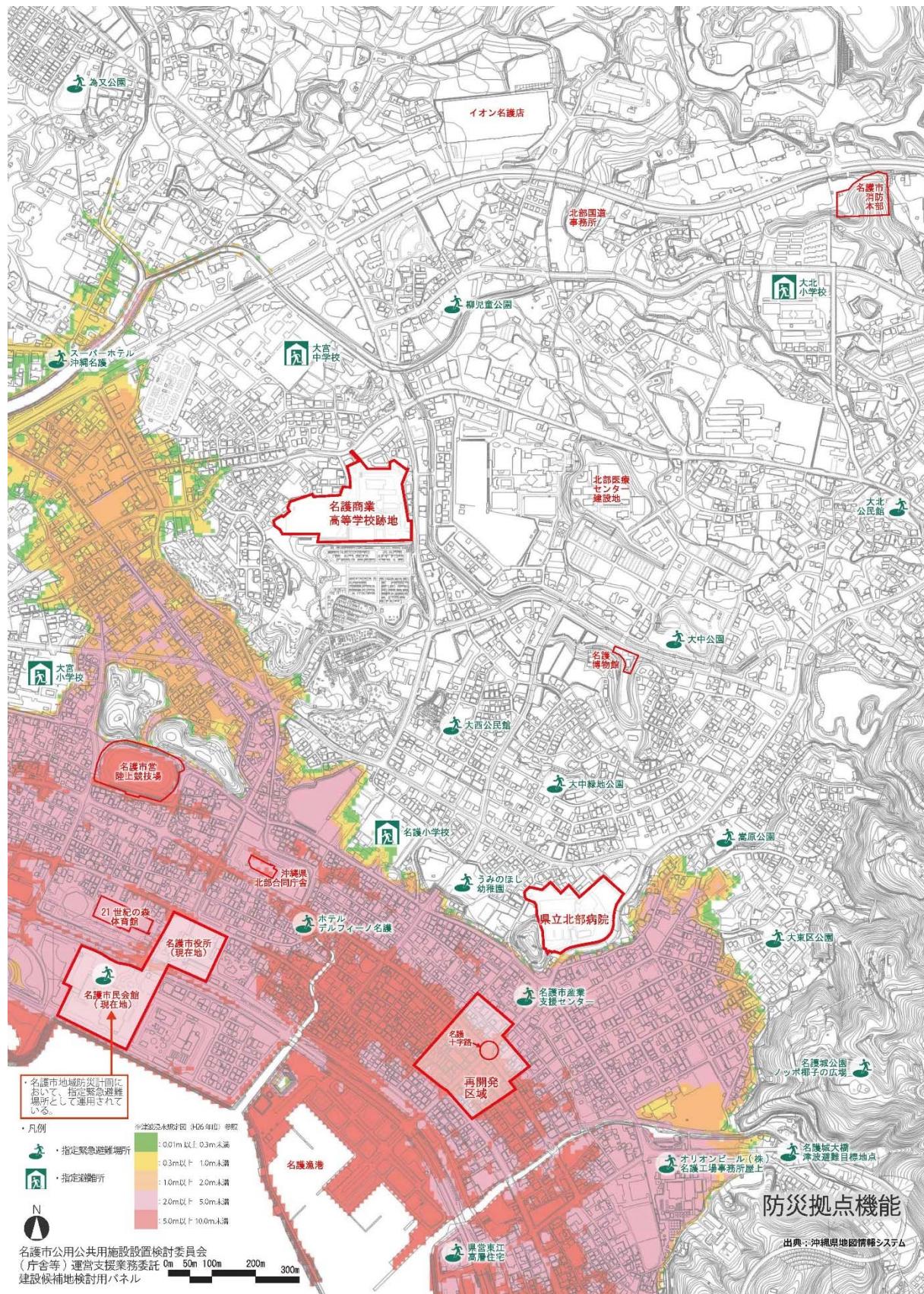


■名桜大学周辺

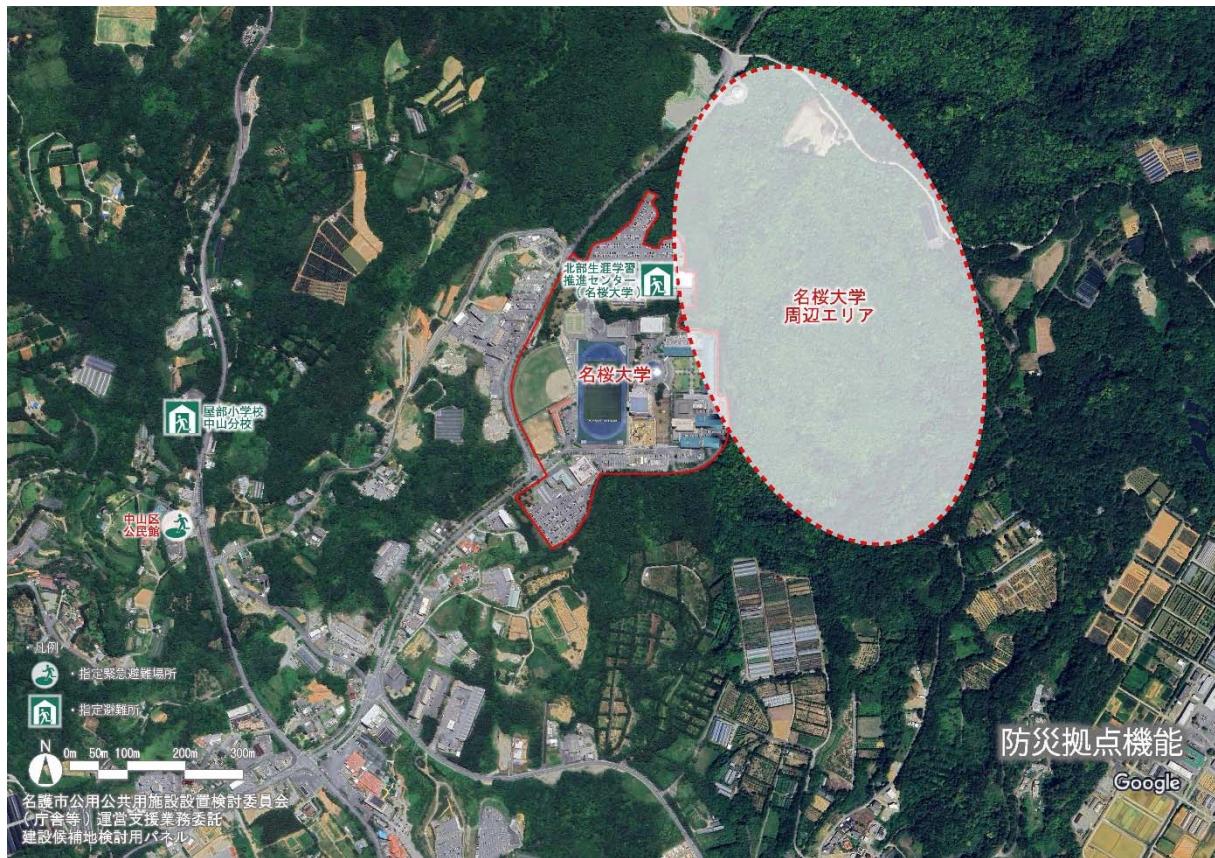


F: 防災拠点機能

■市街地周辺

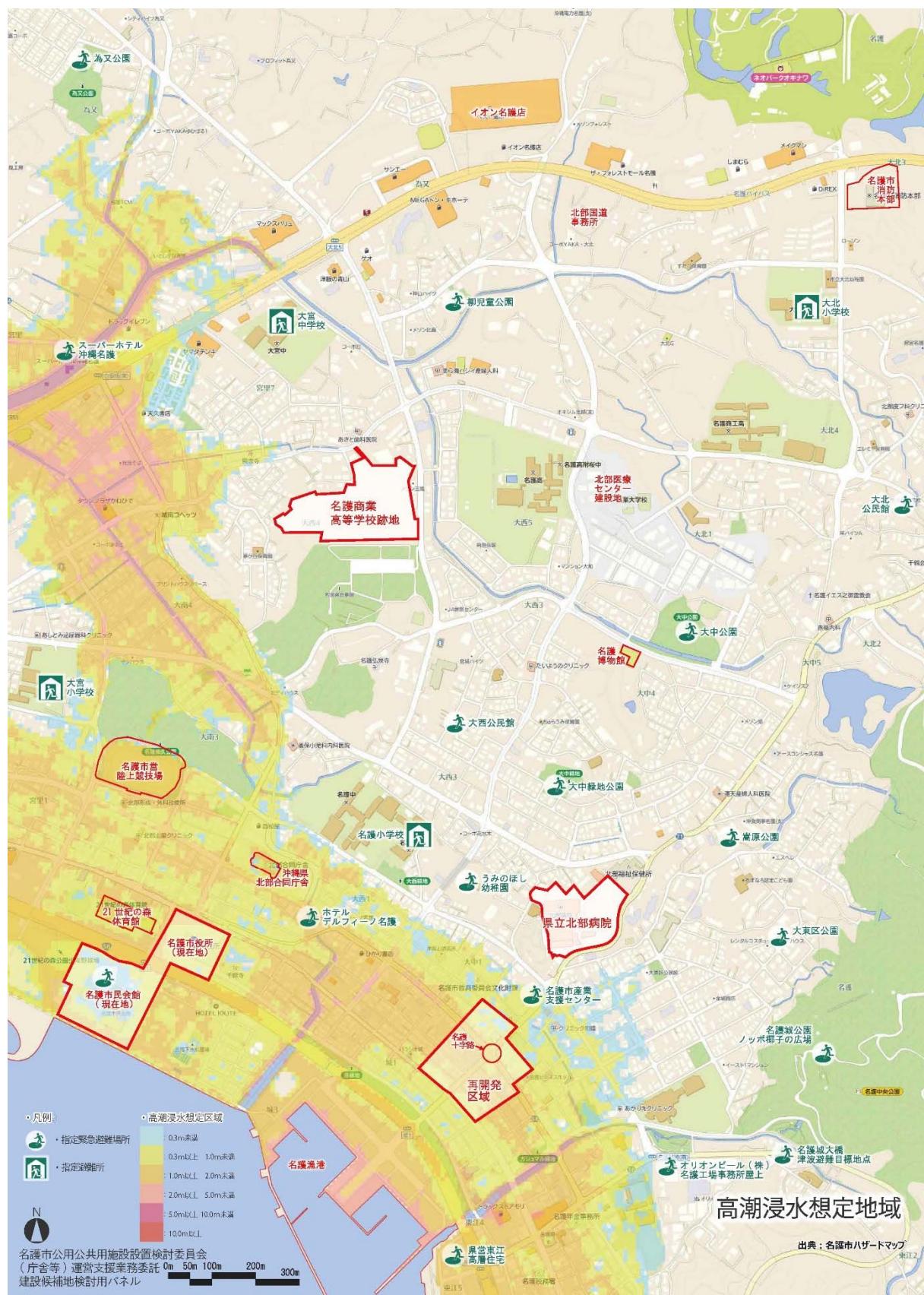


■名桜大学周辺

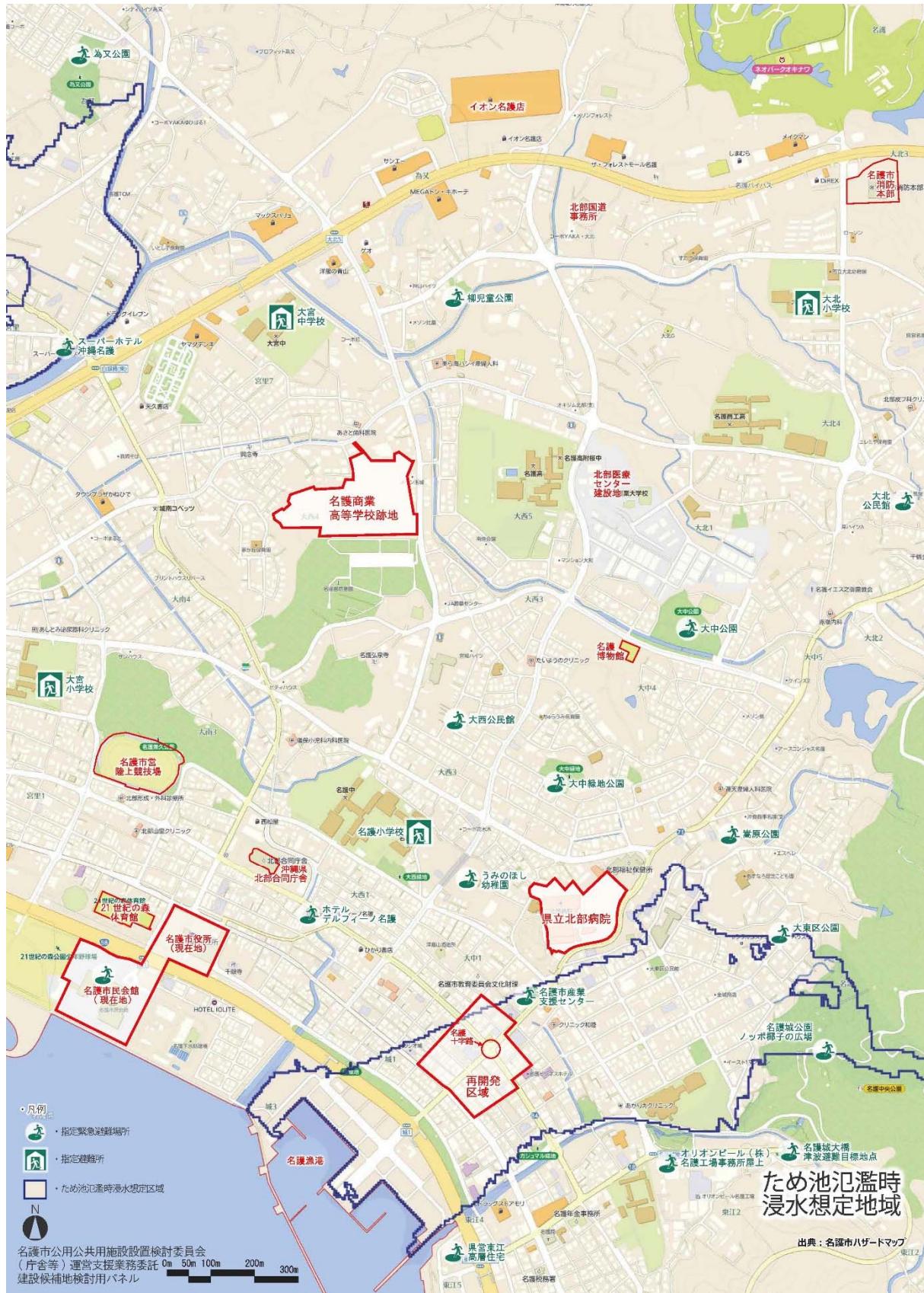


G:ハザードマップ ※名桜大学周辺は該当しない(指定なし)

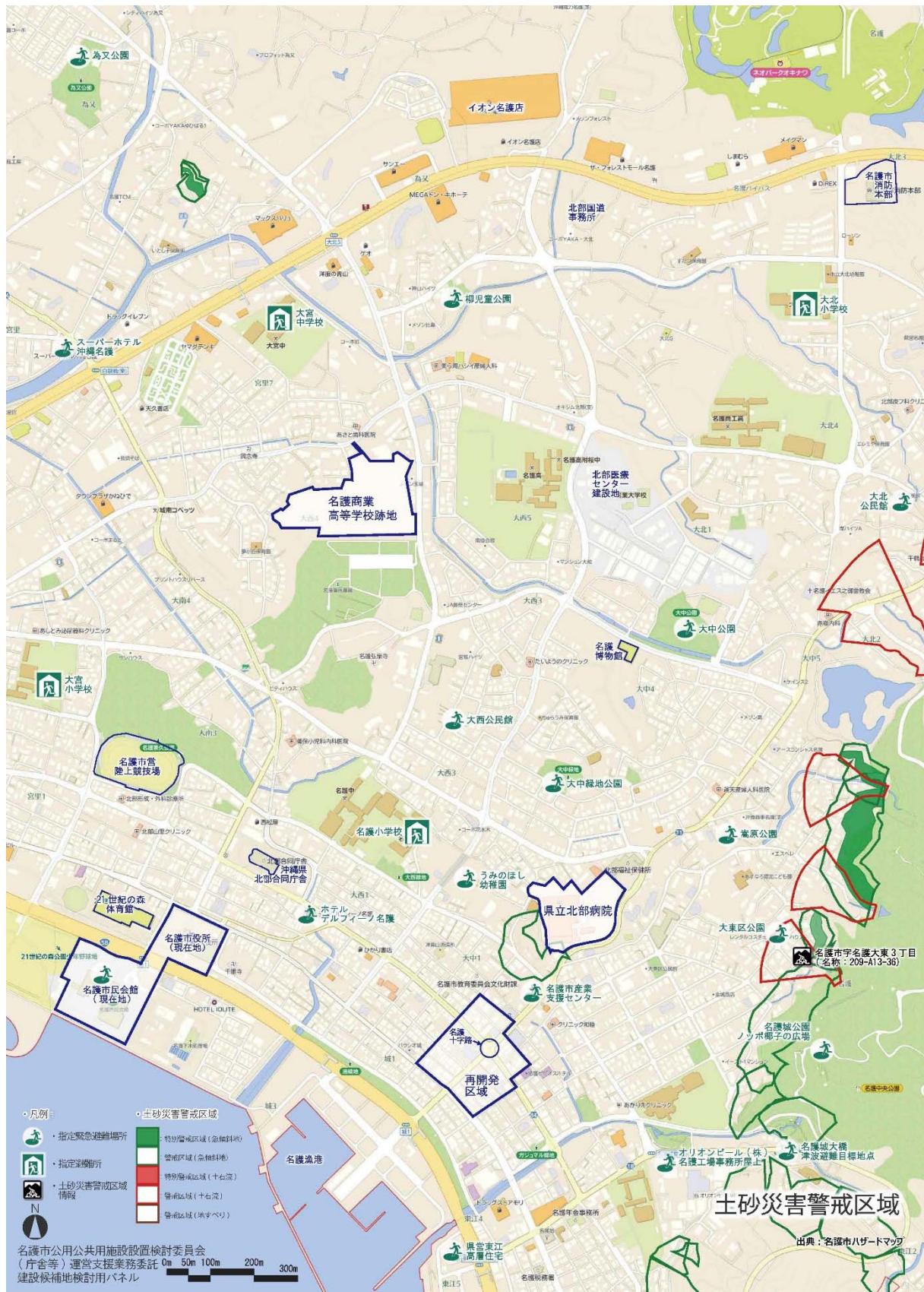
■市街地周辺



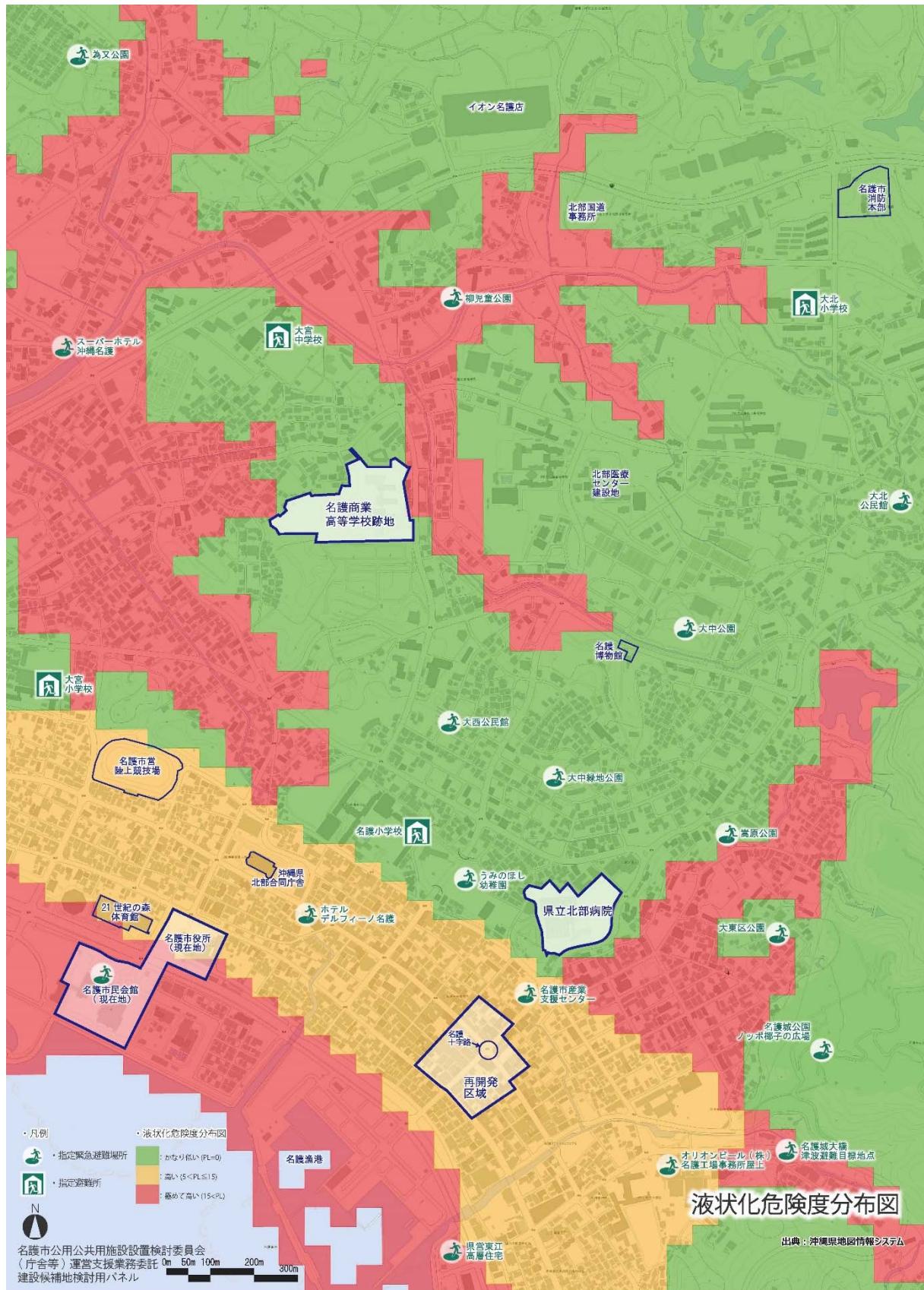
■市街地周辺



■市街地周辺



■市街地周辺

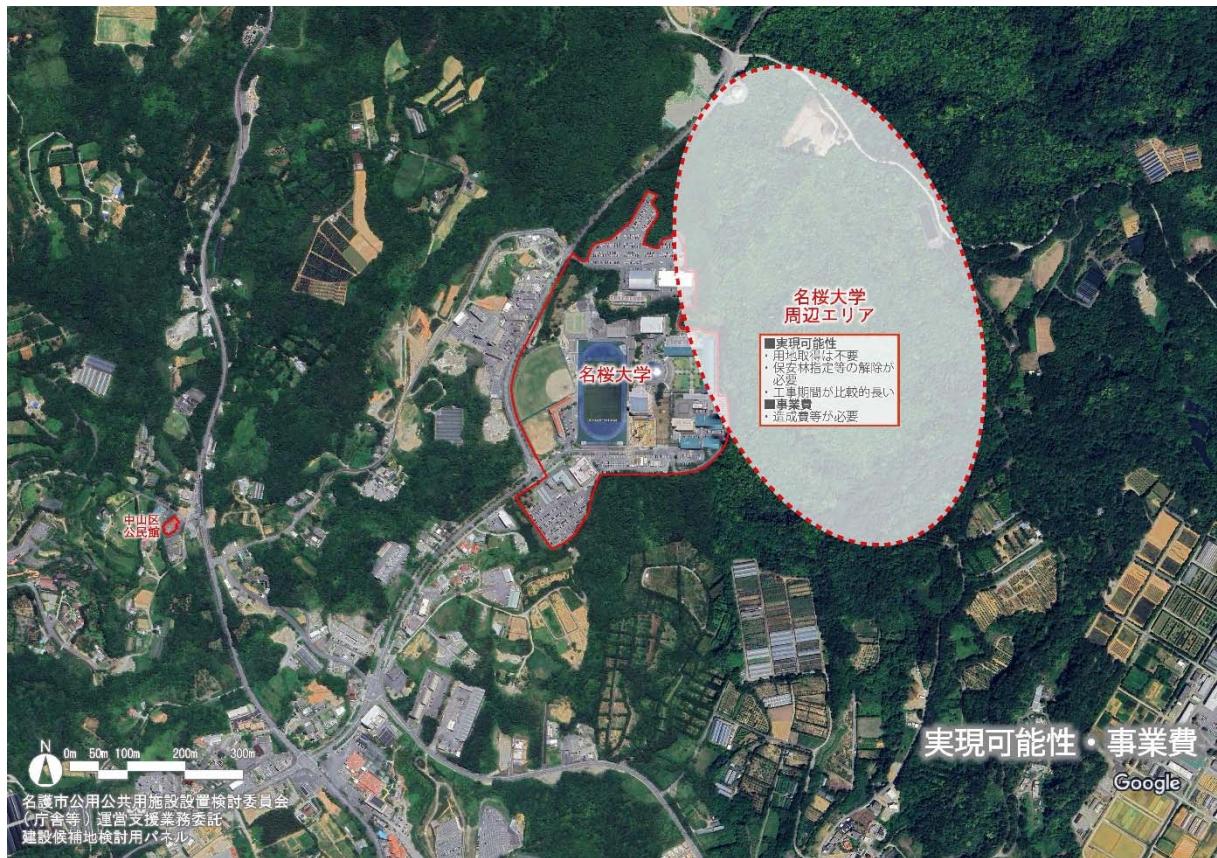


H:実現可能性・事業費

■市街地周辺



■名桜大学周辺



2. 名護市公用公共用施設設置検討委員会(庁舎等)について

(1) 条例および要綱

①条例

○名護市公用公共用施設設置検討委員会条例

平成20年3月28日

条例第3号

名護市庁舎等建設委員会設置条例(昭和51年条例第18号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市の公用施設及び公共用施設(以下「施設」という。)の設置に関する必要な事項の審査、諮問又は調査のための機関として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、名護市公用公共用施設設置検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項のうち市長(水道事業管理者及び下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。)又は教育委員会の必要に応じて、当該事項を調査又は審議を行い、及び答申することを所掌事務とする。

(1) 施設の位置及び敷地の選定に関すること。

(2) 施設の基本的事項に関すること。

(3) その他施設の設置に関し必要なこと。

2 検討委員会は、市長又は教育委員会に対して建議することができる。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 検討委員会の委員は、識者、市民その他関係機関のうちから市長又は教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 検討委員会の委員の任期は、調査及び審議に必要な期間とし、再任を妨げないものとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、検討委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 検討委員会に関する庶務は、当該施設の設置に関する事務を所掌する課等が行うものとする。

(委任)

第8条 検討委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第23号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

②要綱

○名護市公用公共用施設設置検討委員会(庁舎等)要綱

令和6年7月24日

告示第144号

(趣旨)

第1条 この要綱は、名護市公用公共用施設設置検討委員会条例(平成20年条例第3号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、名護市公用公共用施設設置検討委員会(以下「検討委員会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 この要綱により定める検討委員会の所掌事務は、名護市庁舎及び名護市民会館(以下「庁舎等」という。)の更新検討に関する諮問に対して、次の各号に掲げる事項の審議を行い、答申することとする。

(1) 庁舎等の更新検討に係る整備方針の策定に関すること。

(2) その他庁舎等の更新検討に関し必要なこと。

2 検討委員会は、市長に対して建議することができる。

(委員の任期)

第3条 条例第4条の規定による検討委員会の委員の任期は、発令の日から第2条の所掌事務に係る答申を行った日までとする。

(議決の決裁)

第4条 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庁内委員会)

第5条 検討委員会は、第2条に規定する所掌事務を円滑に遂行するため、検討委員会のうちに庁内委員会を置くことができる。

(庶務)

第6条 条例第7条の規定による検討委員会に関する庶務は、企画部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、検討委員会に諮った上で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(要綱失効)

2 この要綱は、第2条の所掌事務に係る答申を行った日限り、その効力を失う。

(2)名護市公用公共用施設設置検討委員会 委員名簿

所属	氏名	備考
名桜大学 人間健康学部 健康情報学科 上級准教授	太田 佐栄子	委員長
琉球大学 国際地域創造学部 教授	瀬口 浩一	
佐賀大学 芸術地域デザイン学部 教授	山口 夕妃子	
東京理科大学 工学部 建築学科 教授	今本 啓一	
東京電機大学 研究推進社会連携センター 研究コーディネーター（災害・防災・医療）	横田 勝彦	
文化科学研究所 研究プロデューサー	坪池 栄子	
名護市社会福祉協議会 副会長	山城 つきえ	
名護市商工会 副会長	上間 雅之	副委員長
名護支部区長会 東江区長	津波 一夫	
久志支部区長会 二見区長	名嘉 裕美	
羽地支部区長会 古我知区長	宮城 研二	
屋我地支部区長会 屋我区長	座間味 真	
屋部支部区長会 勝山区長	岸本 一郎	
市民代表	金城 貴裕	
市民代表	曾我 美彦	

(3) 諒問書

名政推第 170001 号
令和 6 年 9 月 20 日

名護市公用公共用施設設置検討委員会（庁舎等）
委員長 殿

名護市長 渡具知 武豊



諒問書

名護市公用公共用施設設置検討委員会条例（平成 20 年条例第 3 号）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について諒問いたします。

記

1 諒問事項

- (1) 名護市庁舎及び名護市民会館の更新検討に係る整備方針の策定に関すること。
- (2) その他名護市庁舎及び名護市民会館の更新検討に関し必要なこと。

2 諒問理由

名護市庁舎及び名護市民会館（以下「庁舎等」という。）は、建設から 40 年以上経過しており、施設や設備の老朽化等による様々な課題を抱えていることから、市民サービスの低下など、機能面や、安全面で支障をきたしております。

また、令和 2 年度に策定された「名護湾沿岸基本計画」において、活用検討ゾーンとして位置付けており、庁舎等の移転を含めた更新の検討に着手することとしております。

これまで、令和 4 年度に「名護市庁舎等更新検討に関する基礎調査業務」を実施し、令和 5 年度に「名護市庁舎等更新検討に関する基本方針」を策定しております。当該基本方針において、新庁舎等の単独・複合化及び建設候補地の比較検討を行っております。

つきましては、当該基本方針を踏まえた、庁舎等の更新検討について、答申いただきたく、諒問するものでございます。

3. 名護市庁舎等更新検討庁内委員会について

(1)要領

○名護市庁舎等更新検討庁内委員会設置要領

(設置)

第1条 この要領は、名護市公用公共用施設設置検討委員会(庁舎等)要綱(令和6年7月24日告示第144号)第5条の規定に基づき、庁内委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 庁内委員会の名称は、名護市庁舎等更新検討庁内委員会とする。

(所掌事務)

第3条 庁内委員会は、名護市公用公共用施設設置検討委員会(庁舎等)(以下「検討委員会」という。)の所掌事務を円滑に遂行するため、必要な調査、検討を行い、検討委員会の委員長へ報告するものとする。

(組織)

第4条 庁内委員会は、8名以内とし、次の職にある者をもって構成する。

(1)企画部長

(2)企画部政策推進課長

(3)総務部総務課長

(4)総務部財政課長

(5)地域経済部地域力推進課長

(6)地域経済部文化スポーツ振興課主幹

(7)建設部都市計画課長

(8)建設部建築住宅課長

2 委員長に企画部長を、副委員長に企画部政策推進課長をもって充てる。

3 委員長は、庁内委員会を代表し、庁内委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 庁内委員会の委員の任期は、検討委員会が市長に答申を行った日までとする。

(会議)

第6条 庁内委員会の会議は、委員長が招集し、庁内委員会の議長となる。

2 庁内委員会は、庁内委員会の委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 庁内委員会は、必要に応じて庁内委員会の委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴取することができる。

(庶務)

第7条 庁内委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、庁内委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別で定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月24日から施行する。

(要領失効)

2 この要領は、検討委員会が市長に答申を行った日限り、その効力を失う。

(2)名護市公用公共用施設設置検討委員会(庁舎等) 委員名簿

所属	氏名	備考
企画部長	山中 佑美	委員長
企画部政策推進課長	林 順久	副委員長
総務部総務課長	藤本 新一	
総務部財政課長	山入端 司	
地域経済部地域力推進課長	玉城 利和	
地域経済部文化スポーツ振興課主幹	平得 薫	
建設部都市計画課長	仲田 宏	
建設部建築住宅課長	宮城 仁	